

1. 議事日程

(平成19年第4回安芸高田市議会12月定例会第2日目)

平成19年12月12日  
午前10時開会  
於安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

|     |         |     |           |
|-----|---------|-----|-----------|
| 1番  | 明 木 一 悦 | 2番  | 秋 田 雅 朝   |
| 3番  | 田 中 常 洋 | 4番  | 加 藤 英 伸   |
| 6番  | 川 角 一 郎 | 7番  | 塚 本 近     |
| 8番  | 赤 川 三 郎 | 9番  | 松 村 ユ キ ミ |
| 11番 | 藤 井 昌 之 | 12番 | 青 原 敏 治   |
| 13番 | 金 行 哲 昭 | 14番 | 杉 原 洋     |
| 15番 | 入 本 和 男 | 16番 | 山 本 三 郎   |
| 17番 | 今 村 義 照 | 18番 | 玉 川 祐 光   |
| 19番 | 岡 田 正 信 | 20番 | 亀 岡 等     |
| 21番 | 渡 辺 義 則 | 22番 | 松 浦 利 貞   |

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 12番 | 青 原 敏 治 | 13番 | 金 行 哲 昭 |
|-----|---------|-----|---------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

|       |           |        |         |
|-------|-----------|--------|---------|
| 市 長   | 児 玉 更 太 郎 | 副 市 長  | 増 元 正 信 |
| 副 市 長 | 藤 川 幸 典   | 総務企画部長 | 新 川 文 雄 |

|                       |      |          |      |
|-----------------------|------|----------|------|
| 政策推進部長                | 田丸孝二 | 市民生活部長   | 平下和夫 |
| 福祉対策推進部長<br>兼福祉事務所長   | 廣政克行 | 地域経済推進部長 | 清水盤  |
| 産業建設部長兼<br>公営企業部長     | 金岡英雄 | 教育長      | 佐藤勝  |
| 教育次長                  | 益田博志 | 消防長      | 竹川信明 |
| 八千代支所長                | 楨原秀克 | 美土里支所長   | 清水勝  |
| 高宮支所長                 | 近藤一郎 | 甲田支所長    | 垣野内壯 |
| 向原支所長                 | 田口茂利 | 総務課長     | 高杉和義 |
| 行政経営課長                | 森川 薫 | 会計管理者    | 立田昭男 |
| 教育参事兼安芸高田<br>少年自然の家所長 | 永井初男 |          |      |

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（3名）

|      |      |        |      |
|------|------|--------|------|
| 事務局長 | 増本義宣 | 議事調査係長 | 児玉竹丸 |
| 書記   | 倉田英治 |        |      |

午前 10時00分 開会

○松浦議長

おはようございます。

時間が参りましたので、ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○松浦議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により議長において、

12番 青原敏治君、13番 金行哲昭君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○松浦議長

日程第2、一般質問を行います。

一般質問の順序は通告順といたし、持ち時間は設けず、会議規則のとおり3回までといたしますので、あらかじめご承知おきください。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。

1番 明木一悦君。

○明木議員

おはようございます。あきの会、明木一悦、通告に基づき今から一般質問を行います。

まず一つ、1番目に農業と産業の再生・活性化へのバイオエネルギーへの取り組みということについてお伺いします。農林水産省が19年9月現在、公表しているバイオマス構想は102の市町村にあり、バイオエタノールの製造を構想に入れている事例が増えてきております。この構想を支援してきているバイオマス利用交付金、19年度143億円、20年度137億円の要求のほかに、バイオ燃料の取り組みを支援する事業を重点施策として挙げていることはご承知おきだと思います。経済産業省と農林水産省は、地域の農林水産業や商工業が手を組んで、新たな事業に取り込む農商工連携を対象に、税制優遇措置など総合的な支援を打ち出す方針を固め、時限立法を検討していることもご承知おきだと思います。ここでは、農業でIT活用やバイオ燃料の生産などで農林水産業と商工業の連携を、また地域の雇用創出につなげようとされています。広島県においても、先日中国新聞のこちらの記事にも出ておりましたが、広島県、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、廿日市市、府中町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町の6市4町で構成された環境行政の部会会議において、木材チップ発電所、また自動車用燃料エタノール、廃油バイオディーゼル燃料など、民間事業化と普及についての議論が行われ、県環境部では各自治体で連携できる点を見出し、モデル事例をつくりたいとしています。しかしながらこれだけ近隣の農地と山林を抱える市町が、それぞれの市町における民間を活用した事業化に本気で取り組んでいるのに、な

ぜ本市ではまだまだ取り組みが遅れているのでしょうか。県が捨てるものを拾うことも必要かもしれませんが、県がこれから将来に向けて取り組むことに対して、共同していくことも大切ではないでしょうか。議会としても、産業建設常任委員会で、佐賀県伊万里市の資源循環型農業の取り組み、廃油利用などの取り組みについて視察しています。また、最大会派である新政会においても本市における広大な森林の活用を考える上で、森林エネルギーの活用で地域の電力供給、木質バイオマスやペレットストーブなどの取り組みについて、宮城県と岩手県を視察されたのではないかと思います。そのことについては、議会広報の方で紹介を、これは前回の議会広報ですけど、こちらの方で会派報告とまた視察報告の中で紹介をされていると思います。また同僚議員の方からも一般質問などでバイオエネルギーの活用については取り出されております。

新市発足時から我々会派また個人的にマニフェストを掲げ、いろいろな場面において時代を先取りした本市の取り組みにできないかという質問を行い、提案を行ってきました私案は、このたびの経済産業省と農林水産省の提案にも近いものではないかと考えます。また、議会においてこれだけの取り組みが盛んに行われています。農業、林業、産業の再生と活性化にバイオマスや循環型のエネルギーについて、その後どれだけの検討が行われたのか、現在どのようになっているのか、現在の進捗状況について具体的に説明を求めます。

続いて、資源ごみ、特にエネルギーとしての資源の再利用についてお伺いするところです。

先ほどの質問でも一部触れましたが、ここでは財政的な観点から一つの取り組みとして資源ごみを再利用し、エネルギーをつくるのが、財政健全化につながるのではないかと考えます。昭和45年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律が公布され、一般家庭から排出される紙くず、生ごみなどの可燃物やプラスチック、金属などの不燃物、そして粗大ごみ、一般廃棄物として、市町村の責任で収集・運搬・処理を行うように定められ、本市においては芸北広域環境施設組合で対応をしているものだと思います。しかしながらそのごみ処理には、大きな経費がかかっていると考えます。ごみ処理施設の維持管理、運営はもちろんのこと、収集・運搬・処理にも毎年多くの経費がかかっており、その経費節減の方法として、まずごみの減量化、その中においても資源ごみの燃料化を行うことで、一石二鳥的な財政健全化をもたらすのではないのでしょうか。そこで、資源ごみをエネルギー化し、財政健全化につなげていくことに対して、どのようなお考えをお持ちであるかお伺いします。

続いて、教育長、教育委員会にお伺いいたします。

学校における英語指導、小中学校におけるゆとり教育の見直しの中、英語教育について、国としての今後授業時間増や正式教科として、力

を入れていく方針が示されています。本市においても以前は、保育園、幼稚園、小学校、中学校において、最低でも週1回のALTによる英語指導が行われ、教育における魅力のある安芸高田市ではなかったかと思えます。

現在では月に1度程度になっているところもあり、安芸高田市における教育の魅力が失われているのではないかと感じられます。

学校教育における英語指導を今後どのようにお考えになられているのかお伺いいたします。

続いて、生涯学習における英語の考え方についてお伺いするところです。

本市においても地元での国際交流などを通して、市民の英語への意識力が高く、異文化の理解なども非常に高いのではないかと思います。しかしながら今回のALTの削減、その地域内における国際理解や異文化に触れる機会をなくし、市民にとっては公民館で行われていた英会話教室もなくなり、本市の魅力をなくしている要素になっているのではないのでしょうか。そこで本市における生涯学習でのALTの活用を含めた英語の取り組みについて、また国際交流の考え方についてお伺いするところです。

以上答弁の内容によりましては、再質問を行います。

○松浦議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

まず市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまの明木議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に環境問題としての農業・産業の再生と活性化に、バイオエネルギーの取り組みが有効であるとのことのご意見でございますが、この問題につきましては、昨年第2回の定例会において、明木議員のご質問にお答えする中で、一部市としての考え方をお示しをしたところです。

議員ご指摘のように、エネルギーと環境の問題は、大きく捉えれば人類全体の課題であり、その中でもバイオエネルギーの取り組みは、地球温暖化防止に対しても、有効な手法であると言われております。

また、農業と産業の再生と活性化の課題は、我々中山間地域にあるものにとって、最も身近なこととして力を入れるべき政策であると、議員のお考えに我々も異存はないところです。

こうした大きな2つの政策が、合理的にまた容易に結びつくことができれば、安芸高田市としても取り組みの方向性が見えてくるものと思われそうですが、今の段階ではコストの面、あるいは技術的な面などを見ましても、一つの市や町で簡単にこの問題に取り組める状況ではないわけですね。

いずれにいたしましても今後とも、国、特にバイオマス・ニッポン総合戦略推進会議や産官学による実証実験などの動向を注視しながら、情報の収集に努めてまいりたいと考えておるところです。

我々の資料のところでは、先ほどもお話がありました市や町の県内の状況もですが、このバイオマスタウン構想ということで、市や町でその構想を公表したのが全国で104市町村がありますが、広島県では庄原市と北広島町がこの構想を発表しているというような状況で、先ほどご指摘のようにこれはだんだん大きくなっているというのが実態です。

次に資源ごみをエネルギーとしてとらえ、これを再利用することの取り組みについてのお尋ねですが、全国的には様々な取り組みがなされており、一部では国の援助もあるように聞いておりますが、この問題も先ほどのバイオエネルギーと同様、事業化していくためには、いろいろな課題が多く、せめて県レベルでの連携など広範囲に及ぶ取り組みが必要であるというように考えられるわけです。したがって資源ごみに関しては、当面は分別の徹底を啓発するなど市として、できることから確実に実行していくことに力を傾注してまいりたいと考えております。

なお、英語教育と交流にかかる質問等につきましては、教育長の方から答弁をさせていただきます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

議長。

それでは先ほどの学校教育におきます英語指導についてのご質問にお答えをいたします。

以前中学校の学習指導要領では、外国語は選択教科でした。現学習指導要領から外国語が必修教科となり、英語を原則として履修することになりました。これは、国際化時代に対応したものであると受け止めておるところです。

現在、中学校では、各学年とも年間105時間、週に直しますと週3時間の授業を標準時間として実施をしています。

外国語教育の目標は、外国語を通じて、言語や文化に対する知識を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くことや話すことなどの実践的コミュニケーション能力の基礎を養うことを目標としています。

特に英語においては、国際的に広くコミュニケーションの手段として使われている実態などを踏まえて、中学校では聞くこと、話すことなどの音声によるコミュニケーション能力を重視しています。

なお、授業は英語の担当者が普通は1名で実施していますが、外国人であるALTが加わり補助を行うこともあります。また、学校によっては、2名でチームティーチングを実施する場合があります。

一方、小学校では、総合的な学習の時間において、国際理解教育に関する学習の一環として、児童が外国語である英語に触れ、親しみながら、外国の生活文化に慣れ親しんだりするように、体験的な学習を

実施をしています。

具体的には、各小学校とも、週1時間程度の英語活動を総合的な学習の時間の中で行っており、担任の先生や外国人のALTとともに、歌やチャンツいわゆる寸劇、ゲームなどを通して、なるべく多くの英語に慣れ親めるように活動をしているところです。

なおつけ加えますと、今度改定されます学習指導要領では中学校におきましては、外国語が週1時間増えると、小学校の5、6年生は英語活動として必須教科として、週1時間5、6年生が履修をするというような状況になるようですが、正式なまだ告示はありません。これが現在の状況です。

続いて、生涯学習における国際交流の考え方についてお答えしたいと思います。

ご承知いただいておりますように、教育委員会の国際交流事業につきましては、継続的でない事柄は別にしまして、旧高宮町で実施していたニュージーランドのセルウィン町との交流、旧向原町で実施していましたシンガポール・メイフラワー中学校との交流を安芸高田市として継続をしているところです。

平成17年度までは、合併前と同様にそれぞれの地域で派遣団を組織して、交流を行っていましたが、昨年度より対象を全市に広げて、交流を深めているところです。

訪問団の受け入れにつきましては、高宮町においては、たかみや国際交流協会を中心に実施しておりまして、歓迎交流会等につきましても協会主催のもとに開催しております。

一方、向原町におきましては、国際交流協会のような組織がなく、ホームステイをお受けいただいた家族の皆さんの自主的な運営において歓迎会を実施していただいたというのが現状です。

派遣団参加者の募集と同様に、訪問団受け入れの際のホームステイをお願いする家族が、市内全域にわたっている現状からも、市民の皆さまに会員となっていただき、行政とともに国際交流活動を活性化していただく安芸高田市国際交流協会の必要性を教育委員会としても感じており、現在、設立準備会において、年度内に協会を設立するよう準備を進めていただいているところです。

合併前の旧町の事業を全体に広げた関係上、過渡期として市民の皆さまにご心配やご迷惑をおかけしているところであろうかと思いますが、地域差が生じないように今後とも努力をしてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、生涯学習におきます英語活動について質問がありましたが、このことについては、すべての教育分室を通しながら英語活動について、学習活動をしたいという希望があるところについては、ALT等を派遣しまして、その生涯学習における英語活動を実施しているというのが現状です。

以上です。

○松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

再質問ありますか。

1 番 明木一悦君。

○明 木 議 員

それでは再質問をさせていただきます。

まず第1項目、第2項目とバイオ的に非常に近いものがあるので、まとめた形での質問とさせていただきます。まず、これまでの私が行ってきた質問、また同僚議員の行われた質問等における答弁において、例えば、コスト面、技術面、1市では取り組めないという内容のことも以前言われています。市長の方から言われたのは18年6月の質問に対しては、農林水産政策として、エネルギーへの取り組みを質問したところ、経済的効果が見出せない、しかし継続的なこれから調査を行っていくというような内容の答弁をいただいています。また、本年度3月議会においては、企業誘致のための優遇措置・条例を整備し、それに基づき一般の企業が農業に参入することを期待しているという内容の答弁をいただいております。そして一番近いのでいけば、6月の同僚議員による飼料稲を活用したバイオ燃料の質問に対しては、今後の動向を注視し、情報収集に努めたいと考えておるといふふうに答弁をもされております。今回もやはり情報収集をするということ言われたわけですが、どこまで情報収集を続けられるのか、今後ずっと2年間にわたって情報収集ばかりされてきたのではないのかなと考えます。その中でどれだけの研究が行われ、検討が行われているのか、もう少し具体的な答弁をいただければと考えます。例えば、コスト技術面において、1市では取り組めないということがありましたけど、こちらのまちづくりチームというのがありますが、ここにはリサイクルで年間1億3千万円、また全国バイオマスタウンのビジネス成功事例というのを示されているわけです。こういうのは研究をされたことがあるのでしょうか。

続いて先ほども言いましたけど、1市では取り組めないのであれば、なぜこの県が推進している10市町が連携をして行っているのに、安芸高田市は取り組まれていないのでしょうか。企業連携ということで答弁もいただいております。その中で、今日は環境省の情報しか持って来ていませんが、環境省のホームページを見ていただければすぐわかると思いますが、これは32ページにわたってありますが、この中の一例をいいますと、エコ燃料利用促進補助事業として、バイオエタノールをエコ燃料を利用した拡大を進めるための予算として、8億円が19年度に示されています。これは環境省2分の1、民間団体2分の1ということで提示されています。例えばこういうものをつけて、先ほども言いました今回3月に制定されました、企業誘致、土地の関係の条例と組み合わせていけば、そういう企業に対しての誘致ができ、財政的なことも市に対してメリットがあるのではないのでしょうか。

続いて教育長にお伺いしますが、今非常に市民の間で懸念されていることは、合併して6人いたALTが5人となり、4人となり、今現在は3人ではないかなと思います。それがまた来年度には削減されていくのではないかと懸念を抱いている市民がいらっしゃいます。また市民団体もいらっしゃるということです。そういうことに対して、本当にどれだけ削減されていくのか、またそれを増やしてほしいという意見も出ているわけですが、そのあたりはどのようにお考えなのか、やはり教育委員会の考え方の中に、日本人で対応できるのではないかとということも考えられるという意見もあると思いますが、先ほど言われましたように外国の文化とか、それを体験する、またそういうものに直接触れ合うというのは、日本人の教諭または日本人の助手では難しいのではないかなと考えます。そのためには、やはりALTをしっかりと準備をして、対応していくべきではないかと考えますので、そのことについて伺います。

○松浦議長 ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 たびたび申し上げておりますように、この問題は今、地球環境を守っていくサイドからも重要な問題であります。したがって、ただ1市だけで取り組むより、広域に研究をしながら実際に実行するときには、広域にやらざるを得ないと。これは採算の面から見て、ご指摘のように県内の市町村のグループがありますので、早速それには加入しながら研究をしていきたいと考えております。

○松浦議長 引き続き答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 それでは先ほどの再質問にお答えをさせてもらいたいと思います。

まず、ALTの増加についての計画はないかということを含めての質問ですが、お話いただきましたようにALTというものを導入したということは、自分の国の文化もさることながら、外国の文化にも触れて、そしてお互いに理解ができる国際時代に対応した子どもをつかっていくということと同時に、ネイティブな発音を聞きながら本当に生きて働くことのできる英語というものを身につけていきたいということから、ALTの導入というものがなされたわけでありまして、今年度につきましては途中で本人の希望によりまして、安芸高田から県内の別の県立学校のところで仕事をしておるといような現状があります。次年度につきましては要望書も出されておるといこともありますし、具体的にこれから英語活動を積極的に進めていくということも必要でございますので、教育委員会としては適正配置については、前向きに努力をしていきたいと思っております。ただ、これをJETプログラムといいますか、海外からのALTの導入につきましては、現在は自治体国際化協会というところを通しながら、広島県の窓口を通して配置ということになってはいますが、それが今までは交付税措置が

かなりあったわけですが、将来にわたって交付税措置があるかどうかについては、大変に未知数な状況になっております。そういうことも勘案し、財政当局との話をさせてもらいながら、教育委員会は教育委員会としての努力をさせていただきたいと思っています。

以上です。

○松浦議長 以上で答弁を終わります。

再々質問ありますか。

〔明木議員より答弁漏れがあるとの声あり〕

○松浦議長 市長、答弁漏れがあるということですが。

○児玉市長 ご指摘の件については、検討をさせていただきます。

○松浦議長 再々質問を許します。

1番 明木一悦君。

○明木議員 最後の質問になりますが、今までのエコ関係のものについては、世界的な規模の問題にすり替えられたような気がしますが、実際には小さいところからでもできるわけです。これはなぜ国がそっちへ向いているかということを見ると、燃料問題、これは本当に深刻になってきております。今、市民の生活に対しても非常に影響を与えている問題ではないかなと思います。少しのところでも取り組める。例えば北広島町は我々と比べて少し小さな町ですけど、そこは単独で事業を興し、例えば菜種油を使ってバスを走らせ、少しでもバス運営、生活者の交通の便に対して援助をしているような状況もあります。そういう小さなところからでも対応ができると考えていますので、私は質問をさせていただいているわけです。もう少し大きなところばかりではなくて、小さなところからでも一歩一歩進めて、住民サービスの向上、また財政面に対する拡大、そのあたりを考えていく必要が今まさに必要ではないかと考えるわけで、先ほどの企業誘致に対しても検討していくということですが、そういうことはただ情報を組み合わせ、条例にそれを載せるだけで、あとはPRの問題だけではないかなと考えるわけです。そういうことについて、もう少しどれくらい本当に取り組まれるのか、今後どのあたりでそれが実現できるのかも一度答弁をいただきたいと思います。

以上です。

○松浦議長 ただいまの再々質問に対して答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 具体的な問題から取り組みというご質問でございます。

近くでは大朝町、菜種油からの問題もありますが、これも調べてみましたが、なかなか採算的には軌道に乗らないという問題があつて旧町でもそういう面の支援はしていたようですが、財政の面から非常に難しいというようなことで、この問題については、また状況は部長の方からも話があると思いますが、そこらを私はそういう取り組みを研究しながら国が大きな政策の中で、今、東京へ行っているいろいろ情報を

収集してみますと、転作の問題に絡めて、荒地にトウモロコシを植えるとか、あるいは稲を植えて、それをバイオマス燃料にしていくということが、政治の課題として取り上げられております。これはいわゆる農業の農地を守っていく、そういうサイドから、あるいは米を限度以上つくらせないという政策の中で、これは当然採算は合いませんので、例えば中国地方や東北とか、そういうようなところへ大きな工場を国がつくり、物については国が助成をしながら、そういう農業政策の中でやっていくというのが今、東京では本気で検討をされているようなので、そこらの動向を見ながら議員ご指摘のように我々も努力をしていきたいと考えています。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

市民生活部長 平下和夫君。

○平下市民生活部長

明木議員のご質問ですが、まずこの問題を議論する場合に、要はごみを排出する各家庭が、これをごみとして認識するのか、資源として認識するのか、それによって大きく変わってくるだろうと思います。そして資源として出した物を行政なり、またはNPOなりいろいろな企業がこれを産業興しとして考えるのか、またそれを地球的な規模の環境問題としてとらえるのかといったことに発展してくるだろうと思います。しかしながらいずれにした場合においても、このごみの問題につきましては、分別というのがいずれにしても基本だろうと思います。この分別をした物をそれからさらに利用していくというのは将来的には可能かもわかりませんが、現在の段階ではコストの面で考えるのであれば、これは少々の投資ではありません。先ほどご指摘のように、国の方の支援もありますが、それが永久的に続くものと採算ベースのとれるまで継続されるものであればよろしいわけですが、一過性の補助ということになると、あとのランニングコストを賄うということは非常に厳しいものがあるかと思えます。

また先ほど北広島町の話が出ましたので、その点について若干触れてみたいと思いますが、北広島町は2000年に、こういった事業にNPOを立ち上げられてやっておられるわけですが、大体1日当たり廃食油の回収が40リットル程度です。それで大体1,000リットルの廃食油を集めますと、880リットルぐらいがバイオディーゼルの燃料になります。あとの12%、120リットルですが、これがグリセリンという物質が残ります。このグリセリンをさらに分解しますと、水素とエタノールに分離されます。この最終的に残ったグリセリンのかすという残ったものを、さらにごみといわれる生ごみの中に混ぜれば、これはメタンガスというのが発生すると、そのメタンガスがエネルギーとして利用できるということになりますけど、現実的にそこまでの投資をするということになりますと、非常に困難といえますか、投資的な経費が必要になってきます。しかしながら物は考えようで、先ほどご指摘がありましたように、例えば各町それぞれがそ

ういったNPOが立ち上がればよろしいわけですが、そうはまいりませんで、そうすると市長が申しましたように、好意的に例えば県なり国なりが、拠点整備をしてそこにいかに資源としてのごみを収集するかといった、広域的な連合的なやり方をしないとNPO一法人、大変失礼かも知れませんが、そういった団体では対応はしかねるといったものが現状なわけです。

しかしながら先ほど言いましたように、北広島町の大朝ですけども、そこではまだ原料が不足しているといった判断はしておられます。これについての連携というのは将来的には可能になってくると思いますけども、仮にこれを実施するとしてもやはり地域づくり、人づくりというのがまず安芸高田市にできていないと、その収集はちょっと不可能ではなかろうかと思っております。したがって今この段階では、分別をきちんとすると、そして再利用できるものへの転換を図っていくということも、これもひとつのエネルギーの転換ではあろうかと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

終わります。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

以上、明木一悦君の質問を終わります。

この際、11時まで休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時46分 休憩

午前 11時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

17番 今村義照君。

○今村議員

議長。

あきの会に所属しております今村でございます。

さきの通告に基づきまして一般質問を行わせていただきます。

19年度における施政方針の中で、基本方針とその諸施策から私の考えております行政経営への転換を図る客観的な手段として位置づけられております行政評価システムの導入を初め、定住施策、健康づくり施策、農業施策、教育施策の本年度の重点課題であります施策について、その進捗状況と期待される成果と、その結果を受けて次年度以降について、この施策展開をどのようにされようとしているのかお伺いしたいのが今回の質問の要旨です。項目が7点もありますので、簡潔にその進捗状況なり、仮に課題があるとすればお答えを賜りたいのです。

1件目は、17年度から始まりました行政改革の半ばを迎える実施・推進上の行政評価システムの導入の効果です。

行政運営から行政経営への転換を図るための客観的な手段である行

政評価システムは18年度事務事業評価の試行導入から今年度事務事業全般を対象に本格導入の実施が目途とされています。その件につきまして、その進捗状況と今後長期総合計画見直しに向けた効果と、その諸課題をどう把握され推進されるのかというのが1点目です。

2点目に人口減少化に向かひまして、今や地域環境増に向かひ始めた定住の問題です。

定住施策における19年度施行と将来に向けた計画策定の取り組みはどのような方向づけかというのが2点目です。

3点目は保健医療の問題です。保健医療の充実に向けて制度改革がある中で、今年度、健康あきたかた21計画の事業計画が進められておりますが、その事業初年度としての事業効果についてお伺いします。

またそれと絡みまして、保健センターの今後の整備及び事業状況をどういうふうに位置づけられるのか、その点もあわせてお伺いをします。

3番目に農業施策の関係ですが、今年度集落営農の推進モデル地域づくりの事業としてその進捗状況をお伺いします。

担い手と集落の役割分担を明確にし、共存できる営農システムの構築を今年度図るとされていますが、その進捗状況についてお伺いします。

あわせて特色ある農産物の生産体制と出荷体制の拡大に向けた事業効果をどのように図られ、その事業目標が掲げられる計画についてどのように考えられるか今後の方向づけをお聞きします。

大枠5番目の問題として教育問題です。

今年が一番大きな課題であります少年自然の家の管理運営についてです。将来を担う青少年への投資として、同施設を今回活用することが決定をしました。現状における課題は私なりに考えておりますが、行政の方でどういった課題として、今後管理運営に当たるのかについてお伺いします。

次に本年度はいみじくも基礎学力の全国学力テストが行われました。このことについては、一部報道はされておりますが、市内のそのテストの実態と今後課題になります点はどのような点をお考えなのか。

以上、5点について主たる目的と次年度への具体的な施策の方向づけ、力点についてご答弁をお願いしたいと思います。

また答弁内容によりましては、再質問をさせていただきます。

○松浦議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

今村議員さんの行政評価システム導入の効果についてというお尋ねです。

本市は、厳しい財政状況と地方分権の進展を踏まえまして、成果や効率性を重視した行政活動の改革・改善を具体的に進めていくために、行政評価システムの構築に取り組んでいます。

昨年度は、各課1事務事業、合計46事務事業を設定して試行してまいりました。今年度は本格的に475事務事業を実施に移したところです。制度設計における現在の段階は、すべての事務事業について手段と目的、評価指標を的確に設定し、確実に評価することができるようにする段階にあります。したがって、現在の段階で、事務執行上大きな効果を生む状況には至っておりませんが、しかしながら、事務事業評価が確実に実施できるようになれば、次年度以降における事務事業の改革・改善・縮小・廃止等の方向性を明らかにすることができ、経営資源の配分、つまり予算編成及び人事配置等に有効に活用できるものと考えています。

したがって、今後、行政評価の効果を最大限に発揮させるためには、事務事業執行状況や決算報告における成果の説明は、事務事業評価をもって行うなど行政評価のしっかりとした活用が求められます。

また、職員は、行政評価で定めた目的や目標に向けた工程を明確にし、実施していく必要があると思います。さらに、グループリーダーや管理職は、マネジメント能力を発揮し、職員が定めた工程を執行管理し、指導していく力が求められてまいります。このようにしたことから、行政評価制度は職員の人材育成の観点からも有効であると考えており、今後も行政評価システム全体が早期に機能するよう進めてまいりたいと考えています。

次に、定住施策についてのお尋ねですが、安芸高田市における定住対策は、広島市や東広島市に隣接しているという地理的な条件を生かして、2地域居住が可能な定住条件を高めるため、総合的な施策の展開を図るという方針に基づいて執行しているところです。

このため、合併以来、東広島・高田高規格道路、国道54号可部バイパスを初めとする道路交通網の整備、下水道整備を初めとする生活環境の整備、ADSLの導入や無線アクセスの整備による情報化への対応、保育所、児童クラブや子育て支援の整備など子育て支援環境の整備、文化ホールや図書館整備等の文化学習環境の整備、若者定住住宅の整備等々を行ってきたところですが、直接・間接を問わずいずれも定住対策の一環としての取り組みでありました。さらに今年度も、若者定住住宅の整備として、高宮町川根に田草川住宅建設事業を具体的に取り組んでいるところです。

しかしながら、依然として定住対策は十分な効果を挙げていないのが実態です。こうした状況にかんがみ、平成20年度は定住施策を体系的に整理し、体的にもしっかりと情報発信をするとともに、各課が連携して総合的に事業展開できる環境をつくっていきたいと考えているところです。

次に、健康あきたかた21計画の初年度における事業効果についてのお尋ねですが、本年度は、各種の健康づくり事業を展開する一方で、昨年度策定した計画を着実に推進していくために、一般公募も含め、

市民や関係団体で構成する健康あきたかた21計画推進委員会を7月に立ち上げる中、具体的な推進計画を取りまとめることにしております。

具体的には、健康あきたかた21計画における食生活・運動など7つの分野について、4つの部会を設けまして、新規事業の検討や既存事業の見直し、事業の優先順位等について検討を行っております。

年明けの1月に各部会のまとめを行いまして、全体会に報告した上で、2月上旬には推進計画を取りまとめることができるものと考えております。

また、本年度は、計画の普及啓発のため、民生委員協議会や介護予防事業、乳幼児、中高年の健康教室など、機会を捉え説明をすることで、理解を深めていただくよう努めてまいりました。

今後とも、あらゆる機会を通して、市民の皆さんに幅広く啓発をしてまいりたいと考えております。

次に保健センターの活用についてのお尋ねですが、ご承知のとおり、計画しております中央保健センターは、本年度中に旧第1分庁舎の改修、整備等を行い、平成20年度から健康づくりの拠点として活用してまいりたいと考えております。

近年、高齢化の進行や食生活の乱れ、運動不足などに起因するいわゆる生活習慣病の発症や寝たきり・認知症の増加、また、社会や人間関係の複雑化に伴います、心の健康を害する人が増加しており、市民の主体的な健康づくり意識の高揚やライフスタイルに応じた心と体の健康づくりを強力に推進していく必要があります。

新設する中央保健センターは、このような状況を踏まえ、地域に密着した住民参加と協働のまちづくりの理念のもとに、住民の健康を支援するため安芸高田市全域の保健事業推進の拠点として、また、各町保健センター機能を補完支援するセントラル機能を持たせることとしております。

次に、集落営農の推進についてのお尋ねです。

去る8月の3日には、美土里町におきまして第1回の安芸高田市の集落営農推進大会を開催し、地域農業集団や中山間地域集落協定、担い手農家等、140名余りの参加をいただきました。集落営農に対する意識の高まりを実感しているところです。

ご質問にありますように、本市の農業は、担い手農家や地域農業集団、集落型農業法人など、いろいろな担い手で守られており、発展をしております。このような中で、担い手や集落の役割分担を明確にした集落営農システムづくりを重点目標として、県、広島北部農協と連携し、11月末現在で80回を超える地域進出を実施しているところです。

このような中、平成16年から協議を重ねて来られました甲田町小原地区において、県内で110番目になる集落農業法人トペコおぼら

株式会社が11月11日に設立をされました。

また、地域内の担い手農家との連携による地域営農の構築に向けて、高宮町の用地地区や吉田町の高野地区等で新しい話し合いが進められているところではあります。

担い手農家や高齢農家等、地域の総合力により、地域の発展・農業振興を図るため、今後とも、県、広島北部農協と連携をして、地域営農の確立に向けて努力をしてまいります。

次に、特色ある農産物の生産体制と出荷体制に向けた計画についてのお尋ねです。

本市を代表する農産物としては米、牛乳、和牛、ネギ、梨、アスパラガス、ブロッコリー等、いろいろな農産物が想定されますが、消費者から指名買いをいただけるブランドとして確立された農産物はまだまだ多くないのが実態です。

このような中で、このたび組織的な取り組みで年間6億円の販売までに成長しました水耕ネギグループの、クリーンカルチャーグループが、今年度の日本農業賞の広島県代表という栄誉が決定いたしました。このことは、これからの本市の農業振興の活力につながるものとして、本選に向けて応援をしてまいりたいと考えています。

本市といたしましては、特色ある農産物の生産振興について、広島北部農協と連携し、営農振興計画を基本に振興を図っているところです。具体的に申し上げますと、米につきましては、特色ある農産物として、こだわり米を位置づけ、平成19年度生産目標面積120ヘクタールに対しまして、117ヘクタールを達成、達成率は97.5%と、ほぼ計画どおりいったところです。

また、ブロッコリーにつきましては、販売目標1,600万円に対して1,570万円、アスパラガスが販売目標5,600万円に対して6,000万円となっております。

現在、広島北部農協の第2次中期営農計画の樹立に向けて、担当者段階での検討を開始したところです。

今後とも本市の誇る農産物の生産振興に向けて、県、広島北部農協と連携して生産振興を図ってまいります。

次のご質問については、教育委員会の教育長の方から答弁をいたします。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

それでは最初に少年自然の家の管理運営についてお答えをします。

ご承知いただきますように、安芸高田少年自然の家は、本年度県から移譲を受け、市が運営を行い、10月からは計画しておりますリニューアル工事に入り、現在順調に改修工事を行っております。

施設・設備の課題につきましては、今回の改修工事において解消される予定であり、平成20年4月1日のリニューアルオープンに向け

工事の進捗を図ってまいりたいと考えておるところです。

管理運営につきましては、平成20年度から、指定管理者制度導入を考え公募を行いました。業者からの申請額が、上限額を超えたため、今回は指定管理者制度導入には至りませんでした。したがって、平成20年度は教育委員会の直営とし、宿泊のできる社会教育施設として、予算の範囲内で最大の効果を上げる努力をしてみたいと考えておるところです。運営の基本的な考え方としては、市内の教育的な課題に対し、積極的に対応できる施設としての活用をするとともに、市外からの広域的な利用の促進を図り、地域振興会活動の活性化につながるよう、より効果のある施設運営を行っていきたいと思っています。

続いて基礎学力の全国学力テストにおける市内の実態と今後の課題となる点についてのご質問にお答えします。

この調査では、児童生徒に学習内容がどれだけ身につけているかを把握する教科学力の調査と生活習慣や学習意欲態度を把握する質問紙による調査が行われました。

教科学力については、主として知識に関する問題と、知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力の問題の2つの領域で構成をされています。

よくこれを一般にA問題とB問題というように分けて解説をしています。

教科学力では、安芸高田市は、基礎的、基本的な知識に関する問題はおおむね満足できる状況にあるといえますが、国、県と同様に主として知識や技能の活用に関する問題に課題がありました。

教育委員会では、各学校に対しまして、調査結果をもとに重点課題を明らかにしながら、授業改善を行うよう指導しているところです。

例えて申し上げますと、国語科におきましては、自分の考えを書くこと、また、文章やグラフ、図表等を読んで意見をまとめることなどの学習活動を積極的に取り入れた授業を、また算数・数学においては、規則性を見つけたり、図やグラフから必要な情報を分類、比較をして問題を解決していく授業に力を注ぐように指導しているところです。

教育委員会としても、現在、授業研究推進員制度を設けて、授業の質の向上に努めていますが、さらに充実してまいりたいと考えています。

次に、質問紙による生活習慣等の調査結果で判明しました、安芸高田市内の児童生徒の課題は、テレビの視聴時間が長く、家庭での学習時間が短いこととあります。

このことは、広島県が行ったアンケート調査においても、同様の傾向が見られまして、家庭と学校が協力をして取り組まなければならない重要な課題ととらまえております。

学校では、学校便り等での全体的な呼びかけだけではなく、個票を

もとにして、保護者への協力を呼びかけてまいるよう指導しております。

また、教育委員会といたしましても、広報あきたかたで、今回の調査結果について市民に公表いたしますとともに、学校公開やPTA研修等、あらゆる機会をとらえて、学力の向上のためには、保護者や家庭の協力がぜひとも必要であることを訴え続けてまいりたいと考えております。

以上です。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問がありますか。

今村義照君、再質問の発言を許します。

○今村議員

課題が多いので端的に伺わせていただきます。

まず1点目の行政評価システムのことですが、確かに実際の事務方の中では、これが着々と進んでいるというのがよく理解できるわけですが、本来の目的であるこの行政評価の原点について、どのようにお考えかということです。といいますのが具体的には本来行政評価の関係といいますと、行政経営に至ることをいかに行政と市民との間で、共通項を生み出すかというのが原点です。そのことがちょっと今の段階では欠けているのではなかろうかと思うわけです。確かに事務事業の中で多くの課題を埋めてはおられますが、これはあくまで内向きな考え方です。このことが市民にどういう効果があり、行政の運営のためにいかに情報公開され、その目的が示されてこそ、初めて行政評価の導入の意味があると考えますが、そこらについてのお考えについて1点お伺いをいたします。

次に定住問題ですが、これからなかなか具体的に効果が上がらない大きな課題です。これから定住施策の体系化について、今後総合的に進めたいということですが、その核となるところはどのような形でお考えなのか、その点について、もう少し突っ込んだ形でのご意見をお伺いします。

次に保健施策ですが、現在進めております健康あきたかた21に向けての推進委員会の中で、具体的な計画を練るということです。このことはやはり健康を保ち、あるいは医療費の削減に向けて、もっと市民に具体的にわかりやすい形での長期的な目標設定があれば、なお行政の進むべき方向と、市民がそれに向かって協力をするという形でのものが、土壌が生まれてくるのだと思いますが、その目標設定をどのように具体的にお考えなのか、そういうお考えがあるのかどうか、その点についてお伺いをしたいと思います。

次に農業施策の関係ですが、特色ある農産物の生産体制と具体的なかなりの成果を上げつつあります。しかしながら昨年立ち上げました、アグリフーズとの関係について、この農産物をどのような形で生産体制を整え、あるいは出荷体制と絡ませて地域の農業振興に伴うそれら

の関係について、もう少し突っ込んだ形での具体的な方向づけがほしいと思いますが、そこら辺についてはどのようにお考えなのかということですが。

次に5点目の少年自然の家の問題です。今回いみじくも当初の計画から指定管理の方向には向かわなかったということは、よく承知しておるわけですが、このことについて来年度は直営をやるわけですが、この事業全体のこれからの長期的な事業計画というのが具体的に示されるべきだろうと思うわけですが。そこら辺についての方向づけを改めてお伺いをしたいと思います。

以上です。

○松浦議長

今村義照君の再質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

まず第1点の行政評価の問題です。まさしく議員ご指摘のように行政評価をやった結果は、もちろん内部で合理化するところは、この評価にもとづいて徹底した合理化をやっていく必要があると、これはおっしゃるとおりですが、ひいては、この行政評価の結果がいわゆる市民にプラスになるようにと、というのが最終的な目的であるわけです。今後、本年度、475の事務事業についての評価をしますが、それにもとづいて内部の合理化をしながら、さらにそれが市民にプラスになるようにと、このような観点から議員ご指摘のとおり努力をしてまいりたいと考えておるわけです。

それから定住対策の問題ですが、もちろん地域にある産業の振興というのは、今後とも努力をしていく必要があると思うわけですが、やはり今後は安芸高田市で設けております、工業誘致のいわゆる市としての誘致のための特例の条例措置も活用しながら誘致を図っていきたいと思います。しかし、なかなかこの沿岸部には、かなりの企業も今立地をしておりますが、安芸高田まで誘致が延びるのはまだ難しいという、聞いてみますと結局は雇用を募集しても、若手の者がなかなか確保できないという今問題もあるようです。したがって私は道路交通網の整備も急ぎながら東広島へも通勤できる、あるいはもう既に54号のバイパスがあと4年でトンネルの下までまいりますので、それができればかなり議員ご指摘のように二地域居住というか、大体全国総合開発計画でいっております、二地域の居住というのは、町に住んだ人が土日に田舎で豊かな暮らしをするというのが、全総の中の二地域居住ですが、私は安芸高田を逆のことがいえるというように、これはやっぱり道路交通網の整備であると考えております。

それで合併の年の製造品出荷高、これはそれぞれの地域にどれくらい工場が立地しているかということですが、製造品出荷高の方は旧三次より安芸高田の方が多いわけで、安芸高田は1千億円を超えておりますが、あの地点ではまだ旧三次市は900億円台であったと、このようにこれは統計で出ますので、そういうことからいえば案外広島に

近いことが、工業立地がしておるのではないかと私は判断をしているところですが、定住政策につきましても、やはり本当に環境のよい住環境を、道路もいいし、都市へも近いという、そういう住環境をつくるのがひとつの定住政策だろうと考えております。

健康づくりの目標設定については、担当部長の方から回答をさせていただきます。

それから産業振興のひとつ、特に農業の振興についてですが、先ほど申し上げましたように、水耕ネギのグループが農業賞の広島県での代表になったと、全国に行って全国優勝すればこれは大したものですが、各県から出てくる優秀なのがございますので、やっぱり広島県で最優秀になっているというのは、大変私は実績が評価されたと考えております。

アグリフーズの問題につきましても、大体安芸高田の米の集荷の3割をあそこで製品にすることなので、まだ2年目が丸一年経ってみればこれはまた成果がはっきりすると思っておりますが、今の予定では平成19年度はそういう予定を立てておりますので、今後農業振興に期待をしていきたいと考えております。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

教育参事 永井初男君。

○永井教育参事

今村議員ご質問の安芸高田少年自然の家の長期的な事業計画についてのお尋ねですが、議員ご承知のように義務教育段階を含めます、今日の青少年を取り巻く課題は様々な形でご指摘をされているところです。とりわけ不登校でありますとか、引きこもり、ニートに代表されますように青少年の自立の意欲に欠けている、これが現在大きな社会問題にもなっておるわけですが、その原因としまして、大きくは3つの視点から指摘がされているかというふうにとらえています。

1点目は生活習慣の乱れです。2点目が希薄な対人関係、それから3点目が直接体験の不足。体を動かす体験でありますとか、自然体験といったようなことになろうかと思っております。

先ほど教育長が申しましたように、数年来学力調査と併せて、児童生徒の意欲でありますとか、生活習慣等に対する調査も実施してきているところですが、基本的な生活習慣等につきましても、早寝早起きでありますとか、朝食をとるといったようなことについては、安芸高田市の子どもたちは随分改善をされまして、全国平均、県平均をかなり上回るという結果が出ております。

希薄な対人関係ということで申しましても、今回の調査の中に地域行事に参加をしていますか。という質問があったわけですが、安芸高田市の子どもたちは約78%の子どもたちが地域行事によく参加をしている。これは全国の62%と比べまして、16ポイントも高い結果になっております。

しかしながら先ほどの直接体験の不足ということを申しましたが、

ここらにかかわります質問の中で、海でありますとか山でありますとか、あるいは川等で遊んだ経験があるかという質問に対しましては、本市の子どもたちは88%の子どもたちが遊んだ経験があると答えているわけですが、全国の場合を見ましても83%の子どもたちが遊んだ経験があると答えておりまして、このあたりになりますとわずか5ポイントの差しかありません。

また木材を使った物づくりを経験したことがありますか。という質問もあったわけですが、その中で本市の場合64%の子どもたちが、体験をしたと答えていますが、全国の子どもたちも61%が体験をしたと答えておりまして、これについてはわずか3ポイントの差しかありません。と言いますように、この自然豊かな中山間地に生活している子どもたちですが、まだまだ自然体験、あるいは宿泊を伴うような直接体験が十分でないといった側面も、この調査等から伺えるというふうにとらえているわけです。

したがいまして、安芸高田少年自然の家の長期的な計画ということになりましたときに、ひとつの大きなポイントは、県の施設から市の施設になったというこの利点を最大限に生かし、先ほど教育長が申しましたように、消極的な活用ではなくて積極的な活用ということで、安芸高田市の子どもたちの健全育成に努めていきたいと考えておるところです。

当然そのときの基本になりますのは、利活用計画ということが基本になるわけですが、そういった中で具体的には現在4点ぐらいの視点から考えているところです。

まず1点目は、いわゆる議員ご承知のように、現在の義務教育は小学校の学級担任制から中学校の教科担任制になるということで、どうしても中学校1年生に入学した段階でいろいろな課題が起こる。こういったことも指摘されておりまして、来年度からは是非、小学校の5年生を中学校区単位が合同で宿泊体験をする。例えて言いましたら、吉田中学校でありましたら、吉田・郷野・可愛の3小学校の大半の児童が中学校へ進学するということになりますので、その3校が合同で宿泊体験をする。

今回、吉田中学校の1年生が体験をして感想を寄せてくれておりますが、その中にもこれまでは自分が学んだ小学校の子どもだけとしか中学校に入ってもかかわりがなかったけど、自然の家の宿泊体験を通して、他の学校の友達とも仲良くなれたし、いいところもたくさんわかりましたと、逆に悪いところもわかったので、これからの生活の中で改めていきたいというふうな感想を寄せてくれている中学生もいます。

それから2点目ですが、これもご承知いただいておりますように、現在、旧丹比西小学校の跡地を活用しまして、適応指導教室、いわゆる不登校の児童生徒の指導にあたっておるわけですが、今回自然の家

も大人の参画ということが、ひとつの大きなポイントになっておりますので、ぜひ親子の宿泊体験、市の施設になりましたので、このあたりを最大限有効活用しまして、これは積極的な活用ということからは若干ずれるかもわかりませんが、そういった対応もしていきたいと考えております。

3点目は先ほど申しましたように、振興会等を中心とする地域の振興に寄与するという点が、利活用計画の中でも盛り込まれておりますので、ボランティア活動等も含めてそのあたりの有効活用を考えておるところです。

最後4点目になりますが、市内には各スポーツ施設等がありますが、とりわけサッカーでありますとかハンドボールでありますとか、全国的にも知られたスポーツの拠点というのがあります。長期休業中ということになりますと、全国から高校生を中心としたクラブチーム、あるいは部活動のチームが練習に来るわけですが、そういったところの積極的な利用をお願いをしまして、収益の増収と併せて活性化ということで今後長期的な計画ということで検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○松浦議長

引き続きて答弁を求めます。

福祉対策推進部長 廣政克行君。

○廣政福祉対策推進部長

健康づくりについての具体的な数値目標というご質問をいただきました。ご承知のように、この健康づくりにつきましてのあきたかた21の推進につきましては、本年の3月、年度でいいますと昨年度になります。この3月に健康づくりの計画書として、向こう10年間の計画を策定をさせていただいたことはご承知のとおりです。まずは19年から28年、また23年度には2011年になりますけど、中間評価というような形での計画を持っておりまして、その計画には現状課題というひとつの形と、その健康づくりについて生活習慣病に要因します7分野というのを分けております。それぞれその7分野につきましては、課題と現状課題、また必要性、具体的に取り組む関係、また行政、個人、地域ごとの役割分担。また最後には数値目標という形での目標を掲げているところです。

先ほど市長の方が答弁いたしましたけど、その数値目標を具体的にどのようになっていくかということが、今年推進委員さんのもとで、計画をつくっていただく。これが2月の末には大体まとめていただけるのではなかろうかと思えます。

数値目標については、この計画書のとおり当分の間、これを尊重して行動に入ってまいりたいと考えております。

以上です。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

今村議員、再々質問ありますか。

この際、13時まで休憩いたしまして休憩後、再々質問を受けたいと思います。

~~~~~○~~~~~

午前 11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

今村義照君の再々質問の発言を許します。

今村義照君。

○今村議員

今まで再質問を含めてお聞きしたわけですが、もう少し実は、端的な形での答弁を期待しておりましたが、残念ながら私の思惑より長引いたようです。具体的に5点についてそれこそ端的にお伺いをしたいと思います。

まず行政評価の問題ですが、これまでの経過を経て具体的に20年度に、予算にどういう形で反映させるのかという点について、改めてお聞きをしたいと思います。

次に保健医療の方の関係ですが、健康計画の10年計画が出たわけですが、その中で改めて市民への健康に対する啓発が最大の課題であるという答弁をいただきました。私はやっぱり市民の最大の目標というのは、私の町は一番健康づくりに関与してかかわっているのだという意識を与えることであろうと思うわけです。いくら計画の中で受診率の問題であるとか、あるいは現状分析の問題で数字を高めるという目標よりも市民にとって一番健康に、それこそお互いが注意をし、そのことによって市もそれに積極的にかかわってくれているのだと感じさせるのが、最大の目標だろうと思うわけです。それに向けての取り組みについてお伺いをしたいと思います。

さらに今の農業施策の問題ですが、確かに営農集団であるとか法人化の問題は、別途にして、やはり一番重要なのは多く存在する小規模農家の、それこそ振興策だろうと思うわけです。その全体的な底上げについて、どういうふうこれから施策展開をされようとしているのか、その点を改めてお聞きをしたいと思います。

次に少年自然の家のことですが、長期的展望ということは教育的な視点からこの利用に際しての視点を述べられましたが、私がやはりこのことで気になるのは、指定管理が受けられなかったということ踏まえた上で、これはやはり経営の問題、観点として、どういう長期的な展望を描くのかということについてお聞きをしたいと思います。指定管理に至らなかったことから何を学び、このことをどうこれからの事業推進に生かすのか、そこら辺についての基本的な考え方をお聞きします。

最後に定住施策の問題です。やはりこれの中で今後進められる中で、確かに有利な安芸高田市は立地条件にあるという特性を生かしながら、

その中で本当に定住施策に関する一番の視点というのは、やはり目玉づくりだろうと思うわけです。この目玉づくりをどういった形で具体的に町の目標にするのかということ。例えば子育て支援をやることによって、定住人口を増やす。あるいは健康づくりによって、その考え方が非常に充実した町であるというような施策の問題であるとか、それから農業振興によります、いわゆる就農できる環境を整備することによって、それを定住化につなげるという視点が必要だろうと思うわけです。したがって最後に持って来ましたのは、この定住施策に対して、それこそこれからの市のあり方としての目玉施策として、いかにそれを掲げるかということのご意見を最後にいたしまして、私の質問を終了といたします。

○松浦議長

ただいまの再々質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

1点目の評価を20年度予算にどのように反映するかということ。具体的には担当部長の方からお答えをしていきたいと思っております。

健康づくりの問題についてもかなり具体論がありますので、担当部長の方がわかりやすいと思っております。

また問題は農業の問題の、今、国も県も法人と認定農家しか相手にしないという政策を出しております。それが地方で大分、反発をされて、かなり修正をするという方向は見えるわけですが、広島県の場合は依然として、法人と認定農家しかその政策の目標を補助にしても何にしても、それにしか焦点を絞らないという状況が依然として続いております。つい一週間前にも農業会議と地方会と県と広島県の農業を元気にする戦略会議というのが3者で、ごく少数の人間ですが、大体2カ月に一遍ぐらひはありますが、来年度のいわゆる水と土・環境の問題は、やっぱり法人、認定農家にしか絞らないということで随分論議をしました。今の農政部長は我々からいけば非常に頭が堅い。いわゆる市場主義者であり、やっぱり来年も水・土・環境については、本年度の政策を継承するというので、なかなか緩める気がないので、そういう点の補完は市でやらざるを得ないと考えており、そこらがいわゆる小規模農家対策であると思っておりますし、農道舗装にしても認定農家と法人が農道の周辺に土地を持っていないと補助の対象にしないと、これはやっぱり変わっておりません。恐らく来年度も県は変えないと思っております。そこらの補完を市でやっていく必要があるかと、そこらが小規模農家の具体的な対策になるかと思っております。

それから定住施策の問題ですが、私はやはり非常に大都市との時間的な距離を早く縮める政策が急がれると思っております。地域高規格の道路が東広島まで開通すれば、非常に環境は変わってくると思っておりますし、そういう政策を今後も重点的に続けていきたい。具体的にはご指摘のような子育ての環境整備は本年度実施しました、いわゆる0歳1歳2歳までの保育施設、これは大変お母さんの皆さんには好評のようで、

そういう政策を今後とも続けていきたいと思ひますし、やはり住んでいい環境というのは、どういふ環境かということですが、道路交通も子育ての問題もありますし、やはりコミュニティのある地域をつつていくということも住む環境としては非常に大事なことであると思ひます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

政策推進部長 田丸孝二君。

○田丸政策推進部長

行政評価システムを20年度の予算にどのように反映させるかというご質問ですが、市長が冒頭答弁を申し上げましたように、今年度、全事業である475事務事業について、やっと評価シートに記入を始めたという段階であります。そういった意味では、手段と目的、評価手法、やはりちゃんと設定をし、評価できるそういった職員の力量も必要になってきますし、さらに市長が後段申し上げましたように、それぞれ目標についてプログラムを設定をして、それを執行管理していく。課長、グループリーダーがこれをちゃんと点検をし、そして定められたシートの目標に沿ってどのように事業を展開されているか、把握をしていく。このような事務事業の執行していくあり方、やり方というものが身につかないと、なかなかこの行政評価システムというのは機能しないのが実態です。そういった意味で今年度初めてつけ始めたわけなので、そういった意味ではこの評価システムを使って平成20年度全面的にと、予算編成に使うということにはなかなかならない。とりわけ今年度執行しました事業につきましては、通常の場合であると5月6月の時点で評価をしていくという形になりますので、現在20年度の予算の編成をしておりますが、現在の段階で直接そういった評価を持ってということにはならないだろうと思っております。ただ、せっかく始めた行政評価システムなので、これを常にベースに置きながら決算の主要事業の問題でありますとか、そういったものに活用していく。これをベースに置いて事業執行していく。こういったことは常にしていけないと、職員も評価シートをつくらされる、やらされるというだけに終わっていくのだろうという気がしております。そういった意味では、近々に20年度の副市長査定から新年度へ入りますと、早速に市長査定が始まってまいりますけれども、当然副市長さん方も、そして査定をサポートさせていただきます私たちが行政評価、または自分がやっている事務事業が、どういう状況でどういう課題を持っているのかということを含めて、査定をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

福祉対策推進部長 廣政克行君。

○廣政福祉対策推進部長

健康づくりに対します市民の意識というひとつの拡充ですが、先生ご承知のとおりで、この3月に健康計画を作成しまして、ある程度の

数値目標を掲げてきたところですが、それに伴いまして、先ほどご答弁させていただきましたが、この実施計画というものを推進委員の方々によりまして今、具体的な計画を策定していただいているところです。

本年この啓発という形でおきますと、10月6日を始めとして、高宮の田園パラッツォで開催しました、いきいき健康福祉まつり、また八千代町におきます、土師ダムの周辺で開催しました、ウォーキング大会。また新築しましたクリスタルアージュで開催しました、がん予防講演会と。これは昨年と比べて、参加者も倍近く人数も増えてきていただいたところです。改めまして、この健康づくりへの市民の関心がある程度着実に高まってきておるのではないかと、私の方で改めて感じているところであります。

問題はこの市民に対しての健康に対する意識であります。全国各市町いろいろ苦勞されているところが事実であります。この私ごとでもありますが、実際私も年に1回の健診を受けますけれども、健診を受けた結果、それはそれで、そういった形での安心という気持ちが先に立ちまして、1回受ければそれでいいというような安心な気持ちがわきますけれども、市の方でも健康の健康診査を実施しております。市民の今年、アンケートを取らせていただいて、いろいろそれらのご意見等もいただいておりますが、私に似たような方々も結構おられるように感じます。

問題もそういった形の中で、共通するようなこともありますし、保健指導についても余り関心がないというような形もあります。のどもとが熱くならなければ、動機がつかないというようなことで、人間のひとつの心理といいたし、わかってはいるのだけれどもというひとつの形があるわけです。ご承知のようにこの意識という改革、職員の方も市内でもこの推進検討委員会を設けますけれども、職員でさえ健康づくりの、そのわかっているというひとつの意識の中での審議というものを戦っていかなければいけない。それを市民に広げていくというのは大変苦勞が今から要るだろうと考えております。

今年ご承知のようにヘルスアップ事業も行いまして、120名程度の参加をいただいております。その後、結果も出てまいりますが、来年もこうした特定健診の実施等も法改正もあります。法改正も当然ながら先ほどおっしゃるように、数値目標ばかりではありませんけれども、医療費も重なってまいりますし、まず第一は自分の健康づくりという意識を高めていくという形は考えてまいりたいと思います。

先ほどご答弁いたしましたけれども、2月の末にはある程度の実施的な計画をいただくように思いますし、まずは地域また3月、4月には中央の保健センターも完成してまいりますし、そういった核の施設を利用いたしまして、地域との連携また食生活改善センター改善推進協議会等の団体もおられますし、そういった方々との連携を深めまして、この健康づくりの意識、力量を高めてまいりたいと考えておるところ

です。

何度も言いますが、この人間と心理というひとつの戦いということにもなります。そういった意味でも啓発を特に重ねてみたいと考えております。よろしく申し上げます。

○松 浦 議 長

引き続き答弁を求めます。

教育次長 益田博志君。

○益田教育次長

ただいまの再々質問に対しまして、ご答弁を申し上げます。

まず、指定管理に至らなかった点からの今後の運営についてという再々質問だろうと思っておりますので、その点でお答えをさせていただきたいと思っております。

今回の指定管理に至らなかった点は、既にご承知いただきますように、申請額がこちらの提示しております限度額を超えたために、失格ということで指定管理に至らなかったというわけです。限度額というのは、こちらの運営管理の内容を業務仕様書で提示しまして、それに対して指定管理の応募をされた方が金額を提示してくれというものです。したがって、その業務仕様書に基づいた限度額をオーバーしたもののについては、失格ということで対象の方がいないので、市の教育委員会の方で直営でやっていくという考え方です。

また直営の中で今後どのように基本的に考えていくかということは、先ほど教育長並びに所長であります参事の方から基本的な考え方は述べさせていただいております。その中でこの指定管理者の直営の中で提案型というのもありますので、来年1年間の間、そういう運営形態をプロポーザル方式等も含めまして、検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○松 浦 議 長

以上で今村義照君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

21番 渡辺義則君。

○渡 辺 議 員

21番、新政会の渡辺でございます。かねて用紙は出させていただいておりますように、地域産業の振興についてお伺いをしてみたいと思っておりますが、今回の一般質問の用紙を見させていただきますと、議員の各位の皆さんの多くが、地域の特には農業についての質問が多いと受け止めさせていただいております。大変厳しい中山間地の状況であろうかなと思っております。そういったことも踏まえながら、多少皆さんの質問と重複する点もあるかと思っておりますが、私は私なりの質問をさせていただきたいと思っております。

平成19年度、国は農政改革に対応するため、認定農業者などの担い手の育成や集落営農の推進に力を入れ、モデル地域づくり事業に取り組んでおりますが、このことについて本市における現状と課題、また20年度に向けて、施策展開をどのような方針で進められるのかお伺いをしてみたいと思っております。

次に2点目としまして、本市の平成19年度の農業振興計画にある特色ある農産物生産について、2点ほどお伺いをいたします。ご承知のようにこだわり米や販売先加工米など売れる米づくりについて、これら本市が奨励する米の価格についてですが、本年秋の産米価格は市の奨励品種とされております、あきろまんの概算価格は1袋30キロ当たり5,400円という取引でした。これは後に精算追加が来ることは多少あるわけですが、現状ではそのように受け止めております。またこしひかりにつきましては、1袋当たり30キロが6,000円ということです。その差額1袋当たり600円安ということだと、10アール当たり9俵出来として計算すると、大体こしひかりをつくるのとあきろまんをつくるのでは、反当10,800円ばかりの安値になるのではなかろうかと思っております。

こうした現状で生産農家にあきろまんを奨励するということが非常に困難ではなかろうかと思えますし、市民の農家の皆さんからそのようなお言葉を承っておるわけです。このことについて、今後市が奨励しております品種について、どのような対応、対策を考えられておるのかお考えをお伺いしてみたいと思えます。

第2点目は、土地利用型野菜生産の振興策ということですが、地産地消の拡大を推進目的として建設されましたアグリフーズへの計画出荷体制の円滑化について、地域産業の振興という観点からお伺いをしてみたいと思えますが、野菜生産というのは、とりわけ根菜類というのは、季節によって生産量が偏るわけで、こういった産品を計画的に出荷納品していくという、その需給調整をするための管理・保管の対策を講じなくては、やはり一方において生産を進めたところで、大変一挙に量が出てきて処分に困るといような、非常に複雑な結果になるのではなかろうかと思えます。そういった点でやはり今後このせつかく誘致した施設、そこと連携して農業の振興を図るためには、やはり保冷庫とかいったような需給バランスを図る施設が必要ではないかなと思っております。こういった農業の安定的な今後の推進を図るための対策についてお伺いをします。

以上、大まかには3点になるかと思えますが、市長のお考えをお伺いをいたします。

○松浦議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまの渡辺議員のご質問にお答えをします。

まず、売れる米づくり、販売先の確保米についてのお尋ねですが、今年度の米価について一番打撃を受けて、競争力を失いつつありますのは、これまでの農政に一番忠実に協力をした農家であろうかと思えます。特に米の生産過剰については、予定の生産調整を守らない農家のためにまじめにやった農家が被害を受けたと。広島県の場合は、予定どおり生産調整が行われておりますが、特に関東の県では、全くそ

ういうものを守らない農家があり、これが結局過剰米を生んだということでもあります。来年度の国の農業政策は、今年度の米価下落を受けて、いろいろな情報の中で、非常にまだ不透明な状況があるわけです。しかし、市といたしましては、これまで進めてまいりましたこだわり米などの販売先確保米の生産拡大に力を入れてまいりたいと考えております。販売先の確保米の大口取引先であります、アグリフーズへの供給計画におきまして、あきろまんが不足しており、これの生産拡大に取り組んできているところです。しかしながら、価格面や生産条件面などによって、大きな生産拡大につながっていないのが現状でございます。

先ほど答えましたように、安芸高田市の販売する米の約3割をアグリフーズで加工をし弁当にして出しているという状況ですが、初めは、予定ではこしひかりなら十分対応できるというような考えでいしましたが、やっぱり一番需用が大きいのは、あきろまんでありました。そういうことで、あきろまんの生産拡大を特に本年度はやっていく必要があるかと思えます。その数字の状況についてはまた後ほどご質問があれば、担当部長の方からお答えをしていきたいと思えます。

問題はあきろまんの価格をどうするかという問題で、増産体制をとろうと思えばどうしても品質転換をしなければいけないという問題があり、ここらを価格面で支えていく方法をどうするかということがあるわけです。

このような状況を踏まえて、現在、広島北部農協とも協議を重ねておるところです。

次に、土地利用型野菜の生産振興策についてのお尋ねですが、とりわけアグリフーズへの生産供給計画につきましては、根菜類を中心とした計画を進めております。ご質問のように、一時期の収穫で長期的、計画的な供給というシステムであり、1カ月でも長い期間の供給を行うためには、適切な保存方法が必要であろうと考えております。

昨年の秋作からの供給状況を検証しまして、来年度に向けて広島北部農協の事業主体による保冷庫の整備に向けて、今農協と協議を重ねているところです。

以上、状況の報告と答弁にさせていただきます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問ありますか。

21番 渡辺義則君。

○渡辺議員

21番、渡辺でございます。

市長さんの答弁で大方はつかめますが、品種が去年はあきろまんということであったわけですが、これが他品種になったということは別に問いませんが、価格面で先ほど申し上げましたように、非常に1袋当たりにおいてまして600円ばかりの差があるということ。そうすると奨励をしたところで農家の方は、それを喜んで作付するというわ

けにはまいらないのが実態で、そこらあたりを私も農家の一員として、どっちをつくるかといいますと、順番でいいますと一番には酒米をつくりますし、その次は飯米のこしひかり、あきろまんは一番最後と。私はあきろまんはつくっておりません。一般農家においてもやはりそういう少なくとも単価のいい物をつくりたいし、ちょっと時間をいただきますと、これは私の地域の稲作の経費の見積もりをして、見積もりといっても実績ですが、小さなところまでは時間の関係上申し上げませんが、資材費等々で反当45,000円かかるわけです。それからいわゆる作業費としてみられるものが、荒おこしから荒がき、ずっと出荷まででいきますと79,700円かかるということで、百姓をすると、トータルで124,800円経費がかかるわけです。そうすると売上げがこしひかりの計算で6,500円で、9俵出来の18袋としても117,000円しかないというのが農業の現状です。これが実態ですが、やはり農家の皆さんは自分の農地を守るということで、やはり生産性は別として、これまで汗を流して頑張ってきたでいてるのが現状です。そういったときにおいて、やはり600円も安い米をつくるということは非常に奨励することは困難であろうと考えます。その点について、今度は部長さんの方でお考えがあればお伺いしてみたいと思います。

それから土地利用型野菜生産体制につきましては、市長さんのご答弁でいただきましたように、やはり需給バランスがとれるシステムを構築して、せっかく誘致した企業と地域の農家が連携して、地域の産業振興の発展につながるように今後とも努力をしていただきたいと思います。

以上です。

○松浦議長

ただいまの再質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

また詳しくはお答えをしますが、先ほど来申し上げましたように、あきろまんはまだまだアグリで足りないという状況ですので、その補充をするには価格対策でどうするかということしかないわけでありまして、市としてもいくらかの助成をしながら増産対策をするか、あるいはそれをしなくても方法はあるかというのは、今検討をしているところでありますので、今具体的にはどこまでいっているかというようなことも部長の方からご報告をしていきたいと思えます。

それから保冷庫の問題についても具体的には部長の方から答弁をします。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

産業推進部長 清水盤君。

○清水産業推進部長

最初にあきろまんの生産拡大にかかわります支援策ですが、仰せのようにアグリフーズへの供給計画そのものが、あきろまんを中心とした計画を作成しております。今年度で申し上げますと1,360トン

の年間の供給計画に対しまして、約9百トンのあきろまんの計画です。それに対しまして市内で集荷できるあきろまんがおおむね9百2、3十トンということです。いわゆる全量アグリフーズの方へ供給すれば、計画どおりの数量になるというような状況ですが、このあきろまんの販売先につきましては、920トンのうちの500トン余りは既に生協との販売確保米としてこれまで出荷をされております。それにいたしますと、やはりアグリの方への供給が非常に少なくなっておるというような現状です。そのような状況の中で、平成17年から農協さんの方でもあきろまんの生産拡大に取り組んでいただいておりますが、大変米価の厳しい状況の中で先ほどありましたように、こしひかりとの価格差というような面もあります。そういったところでなかなか拡大につながらないという状況です。ちなみに17年から18年の拡大が約30ヘクタール程度です。これを100ヘクタール単位当たりで拡大につなげていきたいということで、現在具体的な方策を検討させていただいております。

先ほど市長が申しあげましたように、やはり価格面の差をうめていくというような方法が一番生産をしていただく農家の皆さんにとっては、目に見える部分ではなかろうかなというふうに現在検討をさせていただいております。

それから特にあきろまんとこしひかりの生産につきましては、やはり大型農家あるいは法人、地域営農集団等におかれましては、年間の水稻の作付計画の中であきろまんを位置づけていただいて、生産拡大にもつなげていきたいというふうにも考えております。

生産コスト面でいいますと、やはりあきろまんの方がトータルで申し上げますと、こしひかりにも並ぶ生産コスト面ではなかろうかと考えております。そういったトータル面でのあきろまんの推進施策を具体的に打ち出していきたいと考えております。

それから野菜等の供給にかかる保冷库の整備の計画です。これもJA広島北部さんと協議をさせていただいております。JAの方におきましても、市場出荷等の野菜の保管というようなことも現在検討をされておまして、そういった総合的な野菜振興の面で保冷库の整備ということで位置づけて、現在、来年度の整備に向けて具体的な協議に入らせていただいております。

以上、状況を報告させていただきます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再々質問ありますか。

○渡辺議員

終わります。

○松浦議長

ないようでございますので、以上で渡辺義則君の質問を終わります。続いて通告がありますので、発言を許します。

12番 青原敏治君。

○青原議員

12番、あきの会の青原敏治です。

通告をしております、2点についてお伺いをいたします。

子育て支援についてですが、私はこの質問を出すのに、保育園の指定管理のあり方ということで通告をしております。保育園といいますが市内にはたくさんありますが、特にみつや保育園ということでお伺いをさせていただきたいと思っております。

みつや保育園がこの4月に開園をして指定管理ということでスタートしました。このことは、この施設は、吉田保育園が手狭になったと、ましてやプレハブでの保育ということで危険な状態であると、ということでこのみつや保育園ができたように思っております。そこでお伺いしますが、指定管理についてです。契約内容または内容をどのように公開をしているのかということをもまず1点お伺いします。といいますのも先般、ここの施設を利用させていただきたいという保護者の方から電話をいただきまして、相談を受けまして聞いてみますと、この施設に子どもを預けたいということで市役所を訪れ、市役所の職員さんのやりとりの中で、今はだめですよということになりました。なぜだめなのかと。定員は60人で、60人にまだ達していないではないかと。今現在、みつや保育所は37名の園児さんがおられます。ゼロ歳から1歳までが20名、1歳から2歳までが6名、2歳から3歳までが11名ということで37名の方が、ここで見ていただいています。にもかかわらず、入れないということは何ぞなのだろうかということをも疑問に思われて、私のところに相談に来られたのだろうかと思っておりますが、この指定管理の内容を教えてくださいというのはそこにもあるわけです。やはり、どういうふうな契約内容になっているのか、それをどのように公開されて保護者の方、利用される方に知らしめているのかということが1点あると思っております。そういうようなことで、ぜひ子育て支援、若者定住という観点の中で、このことは解消していただきたいというふうな思いがしております。先ほど市長さんも今村議員の答弁の中で好評だと言われましたけれども、こういう相談を受けることもあります。だから、そういうことが1件でも2件でもなくなるように、十分な子育て支援になるような方策をとっていただきたいと思っております。

次に環境整備ですけど、これは先般、関係部長の方からも説明は受けましたがどうも納得いかないというのは、今の制度がありながら平等に執行されていないというのが、私がひとつ不思議で仕方がないのです。これは是正をしていただきたい。といいますのも今、八千代町では、特定環境保全公共下水道といういわゆる特環ですね、認定区域、計画区域というふうにあるわけです。その中であって制度として、7年間以上それがつかない場合には、合併浄化槽で対応してくださいよということがあるわけです。それには市の補助を出して設置してください、特環が完成したらそれにまたつなぎ換えてくださいというような制度があるわけです。それが他の町では適用されているけど、今、

八千代町ではそれが適用されていないと、なんでだろうかと。先般も部長の方から説明を受けましたが、やはり、合併して4年になるわけです。なぜそれがすぐできなかったのか。これは生活にかかることです。一番大事なことだろうと思います。合併協定の中でも八千代町の特環の推進というのは、協定書の中にも入っていただろうと思います。それが今になってやっと腰を上げてもらったような状況にあるわけです。それを早く是正をしていただきたいということが1点。今の市の財政が苦しい中で、これからの下水道事業についてのお考えがあればお聞かせを願いたいと思います。

また再質問の場合はさせていただきます。

○松浦議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまの青原議員の質問にお答えをいたします。

最初に、保育所の指定管理のあり方ということです。

平成19年4月に3歳未満児の専用の保育所として開設をしましたみつや保育所は、定数が60名のところ、現在、私は39名と聞いていますが、7か9か余りこの数字にはこだわらないというように私も思います。今、ご指摘のとおり37か39の園児が入園しております。

開設当時、この施設を指定管理者による運営とすることに対し、保護者の皆さんからの不安の声もありましたが、特に大きな事故や問題点もなく、今日まで運営をしてきているところです。

みつや保育所全体では定数に達しておりません。60の定数まではまだあるわけですが、このうち、ゼロ歳未満児の定員が12人になっているわけです。現在、10名をオーバーした22名の皆さんが、ゼロ歳未満ということでお預かりしております。できるだけご希望に添えたいということで、1歳未満については定員10名をオーバーしたということで、預かっているわけです。保育スペースや保育士確保の関係上、やむを得ず一部ではご理解をいただきながら、一時待機をしてもらっているということです。というのは、1歳未満は、3人に一人の保育士がいるということで、予定どおり保育士は確保したのですが、結局1歳未満までが多くて、保育士の対応ができないと。そういうようなことで、予想外に1歳未満の皆さんのご希望が多かったという問題が今出ております。そういうことで、やむを得ず一時待機をもらったという状況があるわけです。この問題は何とか解決していかななくてはならないと我々も考えております。

また、指定管理者に対しましても、7月ごろから保育士の確保をお願いし、努力もしていただいておりますが、なかなか急に保育士の確保が難しいという点もあるわけです。

今後の保育所の運営につきましては、利用者のニーズに合わせた質の高い保育サービスの提供に努めると同時に、特色ある保育の実践をしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、お預かりしています大事なお子さんが、保育所では安全にまた健やかな生活ができますように、保育サービスの今後充実を図ってまいりたいと考えておりますし、実態は吉田に集中をするという傾向がありまして、市内全域の保育所ではまだ1歳未満が余力があるところもありますので、そこらをまた具体的には担当部長の方からご説明をさせていただきたいと思っております。

また、下水道整備についてのお尋ねですが、ご承知いただいておりますように、合併後の各町処理区での生活排水処理につきましては、それぞれの地域に見合った整備手法によって整備を進めてきているところではあります。

八千代の処理区におきます下水道整備は、合併前から一部管路工事を実施され、合併後の平成16年度から浄化センターの建設に着工をし、おかげをもちまして今年の10月に供用の開始ができるころまで工事が進んでおるわけではあります。

これからは、管路整備が終わっている区域内の加入促進といえますか、入ってもらおうと。入ってもらわないと料金がもらえないということがありますので、加入促進と現在の財政状況や地域の状況を判断しながら管路の整備を進めていきます。

八千代処理区の場合は事業認可を現在八千代の支所付近まで、いわゆる青原議員さんおっしゃったように特環という建設省のやる下水の事業を八千代の支所までを今、認可を受けておりまして、この工事はできるだけ早くやりたいということでやっておりますが、国道周辺の工事なので、進捗状況がなかなか早まらないという状況もあるわけではあります。また、お尋ねの下水道等の整備手法の見直しにつきましては、ご承知のように現在、特環と言われております特定環境保全公共下水道事業により整備を進めておりますが、財政的な問題や事業期間が長期にわたるなどから、浄化槽での対応など具体的な、今後どのように見直しをしていくかというのが、我々も課題と考えておりますので、またご意見を賜りたいと思っております。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

福祉対策推進部長 廣政克行君。

○廣政福祉対策推進部長

みつや保育所の保育園の指定管理についてですが、先ほど市長が答弁いたしました、正式には12月現在では39名と承知しております。内訳といたしましては、ゼロ歳児が22名、1歳児が6名、2歳児が11名という数字で現在確保しております。

先ほど市長の方からご答弁いただきましたが、この指定管理につきましては、協定書を結んでの初めての年度で、大体、定数的にゼロ歳児を12名、また1歳児2歳児を24名ずつの計60名の保育を計画しております。

人件費としては、保育士8名分の委託料を出しておりますけれども、先ほどのとおり、ゼロ歳児につきましては、3名に1名の保育士が要

るといふことで、12の定数におきまして、施設の方もある程度そういった形での整備をしておりますけれども、現段階では1歳児未満、1歳児とゼロ歳児を一つにして、枠を広げて22名のゼロ歳児を預かっているという状況です。

市全体で申しますと、11月の初め現在では約899名の園児を扱っている。これは私立も全部含めてでございます。ゼロ歳児が48名。また1歳児が94名、2歳児が120名、全体で262名で、30%近いものが3歳未満という要望になってきたということです。

そういった観点で、そういった面をみますと、保育士の方もそれなりの準備も必要になってくるということが見受けられてくるということなので、今後そういった保育士の確保も課題になってくると思えますし、そこらの方も新年に向けて検討が必要になってくると思っております。

以上です。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

この際、14時15分まで休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時 4分 休憩

午後 2時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

それでは時間が参りましたので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの青原議員の質問の中で、答弁漏れがございましたので、産業建設部長、金岡英雄君答弁を求めます。

○金岡産業建設部長

それでは説明をさせていただきます。

市長が最後のところでご説明をされましたが、今後の事業が長期になること、または財政的な問題があるということで、浄化槽などでの対応ということがございました。この浄化槽での対応は、現在市では2つの形の事業があります。1つは個人設置型といって、補助金を個人に出して設置していただく。もう1つは市の設置型で負担金をいただいて、市が設置をするという方法ですが、八千代地区につきましては、現在おおむね国道を囲んだ全地域が特定環境保全公共下水道の計画区域となっております。その中で先ほど話がありましたように、おおむね支所付近までが現在事業の認可。これは補助金をいただく区域というふうに解釈をしていただきたいと思います。そういうことを整備しております。ただし、その区域以降につきましては非常に時間がかかる。そういうところについては、国などの見解では一部浄化槽の設置を認めてもいいのではないかと、そういう形になります。そういう区域につきましては、補助金型での浄化槽の整備。これは吉田町でも一部見直しをさせていただいているという状況なので、これらを参考に八千代町の浄化槽の整備について、今後検討を具体化していき

たいと思っております。

以上です。

○松浦議長 以上で答弁を終わります。

再質問ありますか。

12番 青原敏治君。

○青原議員

先ほど市長さんの答弁を聞きましたが、今のみつや保育所についてですが、父兄の方が市役所を訪れて、そういうふうな申込みをされた際に、いろいろなやりとりがあるわけです。その職員さんの対応がちょっとまずいのではないかという思いがしないでもないですが、こうやって預けられる方は共稼ぎになろうというような状況にあるわけです。そういう人がやはり保育園に預けて仕事をしたいというような状況の人だろうと思うのです。それを市の職員さんに言うと、今はだめですよ。と言われた。ではどうすればいいのかと。相談された方はすぐ吉田保育園の方にも行かれたそうです。保育園の方では今は募集はしていませんと。みつや保育所ができたので、あそこに対応してもらっておりますというような話だったそうです。そういう状況の中で、市の職員さんいわく、民間がやっているから民間の方へ預けてくださいというような返事が返ってきたと。それでは料金はいくらかということ1時間500円だと。それでは何のためにパートに出るのかわからないようになってくるわけです。そういう状況が実際にあるわけです。ということでやはり先ほども言いましたけど、子育て支援あるいは若者定住という観点の中で、そこらを制度的に、契約内容もいろいろ考えていただいて、指定管理者との話の中で、対応をしていただきたいというふうな思いがします。

やはり安芸高田市は子育てには最適な場所ですよ。というような印象づけをつくっていただきたいというふうな思いがします。そういう思いで今回も質問をさせてもらったのですが、ぜひとも今後どのように対応されるのか決意のほどをお聞かせをいただきたいと思います。

次に下水道ですが、今部長の方からも説明をいただきましたが、やはりこれは生活環境、やっぱり生活をしていく上では、この環境問題というのは切っても切れないという思いがします。一日も早く下水の完備をしていただきたいというのは、市民全体の考えではなかろうかという思いがしております。そういう中で、一方ではできる、一方ではできないというような不合理があってはいけないと思います。やはり早急にそういう対策をとっていただいて、やっていただくのが一点と、なぜ今までにこういうことができなかつたかと。合併して4年ですよ。4年間も放っておいたかということです。そこらを真摯に受け止めていただいて、反省をしていただくところはしていただいて、やはり今後の方向づけに結びつけていただきたいと思います。

以上の質問に対して答弁を求めます。

○松浦議長

以上、再質問に対して答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまのゼロ歳、1歳未満児の申込みをされたときの職員の対応等については、今後とも十分注意をしていきたいと。誠意を持ってご相談に来られたのだから本人が納得できるように、説明をする必要があると思います。職員はそれぞれ個性を持っておりますので、実際に担当しておる部長の方からもその決意のほどをまた聞かせていただければと思います。

下水の問題については八千代町の議員さんでございまして、八千代町時代のことを十分ご存知と思いますが、八千代町時代にも特環がいい、合併浄化槽がいいと言って、町長さんが変わられたたびに、ふらふらされた実態もあるわけですが、今は沖本町長さんのときに決められた特環ということで、その計画どおりやっておるところで、今おっしゃったように私は途中で年限が長いようなら、許可が下りれば合併浄化槽に途中から区域を、今は八千代町全体が特環の区域になっていると思いますが、その年限が変わるようなら途中で変更することもできると思います。我々としては、特環が1戸当たりいくらかかるかというのは、私も予算を戸数で割ればすぐ出ることであるわけですが、吉田の入江でやった農業集落排水がありますが、これは3百戸くらいの単位であると思いますが、大体1戸当たりの費用が6百万ぐらいかかったのではないかと思います。その単独合併浄化槽でいえば、100万から150万あれば済むのです。誰が見てもこれは合併浄化槽をやった方がいいということはわかるのですが、国土交通省がやる今の特環の事業もありますし、公共下水の事業もありますし、それから合併浄化槽というのは厚生労働省の事業で、農業集落排水というのは農林水産省の事業。とにかく役所の縄張りが、一端決まった計画は最後まで計画どおりやらなければいけないということで、途中で国土交通省から厚生労働省に切り替えるというのは非常に難しく、時間をかけないといけないということがあります。八千代の場合はかなり時間がかかっているの、何とか変更はできるのではないかと思います。そこらの努力をしていきたいと。具体的には補足を担当課長の方からしていきたいと。思います。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

福祉対策推進部長 廣政克行君。

○廣政福祉対策推進部長

議長。

ご質問いただきました接客の対応につきましてですが、私の方も毎週、部内会議も課長を集めて開いております。特にあいさつ、また報告・連絡・相談については、特に連絡を持って職員同士が速やかに対応するようには、いつも申し上げているところであります。住民の方にも一人の株主として接客はしていくということ、今後もまた部内会議、課長会議でも申しつけてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○松 浦 議 長

引き続き答弁を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

八千代地区の浄化槽の取り組みということですが、先ほど市長からもありましたように、この地区は大変長時間がかかるということで、現在取り組みができる範囲での浄化槽の取り組み、議員さんからもありましたように浄化槽を設置し、将来下水管が来たときには、それにつなぐという取り組みも事例としてありますので、現在取り組める範囲の中でいろいろ検討をし、また協議もさせていただきたいと思えます。

ただ、4年間というご発言がありました。我々としましては、合併後16年からそれまで取り組んで来られたことをするために、浄化センターの着手等を行ってききましたので、その点についてもご理解を賜りたいと思えます。

以上です。

○松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

再々質問ありますか。

○青 原 議 員

ありません。

○松 浦 議 長

以上で青原敏治君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

19番 岡田正信君。

○岡 田 議 員

19番、日本共産党の岡田正信です。通告に基づいて市長にお尋ねいたします。1点目は、今後の地方交付税、新交付税も含みますけども、本市の財政計画について、せんだって分厚いものを私どもいただきまして、私の頭ではよくわからないことが多いのですが、一応この2点についてお尋ねいたします。

1つは後期高齢者の問題。初めに今年の6月だったと思えますが、財政健全化法という法律ができて、安芸高田市も総合計画を根本的に見直すということで、9月の定例会で冒頭にいただいたものと承知しております。財政計画もこれまでの起債の運用が厳しくなるということもうたわれておりますし、合併当初の思惑が大きく外れたということも執行部の皆さんが列挙されているとおりで。一つはこの9月決算に発表されました、今後の財政運営の方針について基本になる所見をお尋ねするところですが、例えばこの国の方針がどう変わるかわかりませんが、変化してきていると。せんだって手元には朝日新聞でしたか、中国新聞でしたか、切抜きを持っていますが、細かいことが、恐らくこういう方向になるだろうかというのがつい先日決まったように思えます。この中身がよく言われる連結決算が問題になるというのが、特別会計も含むこともさることながら、本市では第3セクター、これも入りますからアグリフーズのような債務保証も、影響してくるのではないだろうかというように思えますのでお尋ねするわけですが、そういう時期で今財政問題を考えるのならば、ここへ葬斎場

と書いておりますが、葬斎場建設を予定どおりされるのか、箱物も含めてされるのか。これは特別委員会でこれまで取りかかっておりますから、経過の中身は私も承知しておりますけども、まだ地元の方の同意が得られないと。その後市長さんは私に任せてくれと、どうしてもこれはやるのだということで、現在まで至っておりますが、今までの動きはつかめていないし、そうなれば先ほど補正にも甲田町の焼き場も古いし、それからもう一つの焼き場も古いし、この焼き場だけは急がなくてはいけません。私は当初からそのことを申し上げておりますけども、その考えを財政運営と含めて考えるチャンスだと思いますのでお尋ねするところです。

もう1点は、先日のこれは一部事務組合のことですが、行政の方も執行部の方として出られておりますし、議会の方も松浦議長が議会代表ということで連合組織のことで出ておりますけども、これは資料をいただいている中でも訴えております。私がかいておりますけども、この問題点は高齢者の地域活動についてと書いておりますけども、医療制度の、私はこういう言葉は使うなとよく執行部の皆さんからもいろいろ注意を受けますが、改悪だからどうしても改悪と書かなければいけないのです。制度の改悪により、高齢者の医療も大きく変えたというのが狙いでありまして、来年の4月から始まるこの制度は75歳以上の人にかかわる医療の、私は別枠にするわけですから医療の内容も差がつかますから、差別医療と書いて書いてありますが、この問題が起き、ましてや命にかかわる、こういうことも差別につながるということで書いております。

広島県の市町の連合体である一部事務組合が、後期高齢者の医療の自治体事務ということになりますから、連合でされること以外でも本市の自治体にしても、連合はもちろん自治事務です。安芸高田市でも後段に書いておりますから、最後まで列挙しておることを申し上げて述べますが、国保・健保の中の加入者が自動的に移行される運営である中で、一人暮らしの方も5人家族の方も総じて料金は高くなる方向しか見えないわけです。例えば、安芸高田市の高齢者は地域を守り、高齢者が32%ありますから、これは75歳以上ではありませんけども、そういう形で安芸高田市の大半は高齢者に支えられているといっても過言ではないわけです。時代を支え、現在を支え、将来に向けて地域の子どもの教育のひとつにもなる年寄りを、こうして別枠に囲んで高齢者特別医療だと、後期高齢者だといいいながら、この医療サービスにも差別をつけるという制度です。ですからこれは私が新自由主義の発想につくられたというのは、これはいろいろな分権で最近よく出た言葉ですが、いくなれば勝ち組、負け組というのが総選挙でもよく言われましたが、アメリカのいくなれば一方的な勝ちさえすればいいと、大きくなって儲ければいいというような、そういう思想がひとつにはなっているのではないかと。その点については市長の所見を伺う

と、具体的には老人保健制度と変わった負担について、安芸高田市がカバーできる制度。最初申し上げましたけども、国保から出る葬式代、これが連合だから一律になりました。ですからこの問題でも連合はそういう3万円になりましたけども、現在では7万円です。家族によっては75歳以上の方は3万円しか出ない。葬式の話をするのは嫌なのですが、どうせ一遍は葬式を迎えないといけないですから。65歳の人は7万円出ると。同じ家族の中でもそういうことが起こるのです。この点を市としても独自の条例制定としても同じような扱いにされるような用意があるかどうか、後はまたお尋ねいたします。

○松浦議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまの岡田議員さんのご質問にお答えをいたします。

最初に、今後の財政の一番大きな問題であります、地方交付税等の本市の財政計画についてのお尋ねですが、長引く景気の低迷や急速に進む少子高齢化の進行に加えまして、いわゆる三位一体改革による地方交付税補助金の減少などにより、当市の財政状況は極めて厳しい状況にあるのが現実です。

安芸高田市は、合併後、行政改革大綱・実施計画及び集中改革プランに基づきまして、手数料・使用料の見直しなど歳入の確保や、人件費、物件費、普通建設事業費の抑制による歳出の削減を進めてきましたが、これらの行財政改革の進行を上回る速度で財政状況が悪化しているのが現在の安芸高田市の状況です。これは本市に限ったことではなく、大都市を除くほとんどの自治体においても財政状況が悪化しているのが現実です。

国は、こうした状況に対処するため、来年度の交付税については、自治体間の財政力の格差是正措置である地方再生プランとして、国から地方に配分する地方交付税に特別枠を設ける方向で検討がなされております。しかしながら、交付税の是正策では財源は、東京都などの都市部に偏る法人税等の調整によるもので、現段階ではその内容は不透明な状況にあります。また、国の財政も非常に厳しいのが実情であることを鑑みてみますと、地方再生プランによる交付税の加算措置により、地方の財政状況が劇的に好転するとは、現段階では断言できないと思います。

今朝の新聞でいわゆる東京都が税の配分をするのを、嫌がっていましたが、何とか東京都も折り合いがついて、3,000億円を税を地方に回すということですが、とてもこれぐらいのことでは、焼け石に水で地方が潤うということはないと思いますし、地方交付税そのものが減ってきておるといふ実態は依然として続くわけです。

一方、地方分権の推進により、行財政運営においては、これまで以上に自己選択、自己決定が重視されている中で地方公共団体の財政の健全化に関する法律が本年6月に公布され、平成20年度の決算から

ご指摘のように適用されることになっております。

この法律は、特別会計や外郭団体を含んだ負債の水準など新たな財政指標の整備とその開示の徹底を図るとともに、一定の基準値以上の自治体については、早期健全化計画の策定や外部監査の義務づけ、起債の制限など、再生のための新たな法制度を整備するものであります。本市としても、財政の健全化を進めるため、新しい法制の時代を迎えたことを念頭に置いて、これまでの財政運営を総点検し、問題があれば直ちに改善に取り組んでいくことが必要であると考えております。

なお、葬斎場整備に対する合併特例債の充当についてお尋ねですが、実施計画に計上した葬斎場整備を含む重点事業は、財政健全化計画との整合性を持って計画したものです。現在の段階では変更の必要はないと考えております。

次に、後期高齢者医療制度についてのお尋ねですが、ご承知のとおり、我が国は、国民皆保険制度のもとに、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い医療水準を達成しております。

しかしながら、急激な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化など、大きな環境の変化に直面しており、国民皆保険制度を堅持し、医療制度を将来にわたって、維持可能なものにしていくためには、その構造改革が急務になり、この改革の大きな柱として、今回新たな後期高齢者医療制度が創設をされたものと考えております。

また先般、新聞報道でもありましたように与党合意により、社保扶養である後期高齢者の一部保険料の凍結・軽減追加措置や70歳から74歳の医療費自己負担増1割から2割を1年間、この2割にする措置を延長するなどの措置が講じられたところです。

広島県後期高齢者医療広域連合議会におきましても、去る11月30日に開催されました定例議会におきまして、被保険者の保険料の軽減や保健事業に対する財政支援を国に求める要望書を採択いただき、近く国に要望書を提出する運びとなっております。

次に老人保健制度が今回の後期高齢者医療制度へ移行することに伴う負担等について、市がカバーする制度をつくる考えはないかとお尋ねですが、ご存知のとおり、後期高齢者医療制度では、病院窓口での患者負担などは、これまでの老人保健制度と基本的に変らないわけですが、これまでと大きく変る点は、窓口負担を除く医療費の1割を後期高齢者に保険料として負担していただくこととなった点です。この保険料の負担等については、冒頭申し上げましたように、医療制度を将来にわたり維持可能にしていくため、高齢世代と現役世代の負担も明確にしながら、財政運営の安定化を図るというものです。安芸高田市独自でこれをカバーするといったことは、制度の趣旨からして適当でないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

なお、保険料につきましては、国保と同様に低所得者には軽減措置

が講じられることとなっておりますし、災害や失業・倒産など特別な事情がある場合には、保険料の減免や徴収猶予を行うこともできることになっておりますので、広域連合とも連携しながら、実態に即した対応をしてまいりたいと考えております。

最後にご指摘のあった葬祭費の補助ですが、ご指摘のように後期高齢者の広域連合では、3万円ということになっています。これは県内全体のいろいろな状況を把握しながら広域連合で決められたことですが、市の国民健康保険は、7万円があります。ご指摘のとおり差があるわけですが、これをどうするかという問題については、今後いろいろ検討をしなければいけないと思いますが、県全体で決められたものをさらに市でどうこうするというのも我々としては、難しい点があるので、今後は検討をしていきたいと考えておりますが、広域連合で決めたものをさらにうちがどうこうするというのも非常に難しい点があるので、そこらをひとつご推察をいただきたいと思っております。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問ありますか。

19番 岡田正信君。

○岡田議員

今の財政運営計画については、こういうようなものを読ませていただいて、通告したとおりの質問をさせていただきましたが、要はこれから第3セクターの連結決算が行われると、今現在でも全体の総合会計を含めると、一人当たり5百万円くらいの借金になるでしょう。ですから市長は今葬斎場のことも含めて、整合性のあるそういう危ない時期ではないと言われますけども、他の事業も来年から始まるという今までの決算は、決算カードにおいて3年間の状況がクリアしてきたわけです。3年ずつの決算カードの県なり国に送った、それに基づいて、もちろんうち独自でもしますが、今度の場合は、単年度でそういうことができるのではないかと、私は新聞でそのように判断しましたが、そこが違うのなら違うように答えてもらえばいいですが、要は、市長さんもよく言われたように、合併前の事業が大きな見込み間違いだというのが、財政運営にも影響が出てきているというのも、私もこの間いただいたもののまとめの中を読ませてもらうと、きちんとそれが出ています。駆け込み事業が非常に難しい財政運営をきたしていると。それに加えて国は税を減らそうと、地方に金を減らすために、一応地方交付税の枠が25兆なら25兆あったとしますか、来年は23兆でやるという先に枠は、はめてかかるのですから、全体としては減る方向しか見ないです。要は、やはり今のむだ金の云々かんぬん言っていますけども、昨日の新聞で、県も間違っていると、庄原市は特別豪雪地帯だが、仮払い分だと言って補助金1,160万円。これよそのことですが、算定ミスをしているから戻さなくてはいけない。それからせんだって三度でも中山間地問題が出ましたように、県や国は間違ったから戻せと言えばいいのですが、市はそうはいきません。

連合のものと関係するのはやはり後期高齢者の問題、連合はできましたけども、これも去年の12月、私はそういう旨をお話させていただきましたが、普通の連合を組めば、一部事務組合というのは各町村がこの事業がしたいからといって、お互いコンセンサスを得て始める事業というか、後期高齢者とはいい制度と言いながら、国が高めてきた制度ですから、いつまでもそれを医療制度を持続させるためのひとつ方法だと市長さんは言われましたけども、随分この老人保健とは違います。国民健康保険の保険証を75歳の方も取り上げられるのです。今までは国保に加入しておりますから老人保健でも、世帯の中にそういうお年寄りがいても診察券を取られることはないのです。このように1人ひとりカードができましたから。

今度は滞納される方が何カ月ある、国保と同じ扱いになりまして、今までは医療にかかっていた取られなかったものが取られるようになった。その点でも国保会計の国保税の例規集にも載っておりますけど、災害とか不備の、急に現収がなかったときには短期証明書を発行するとかありますけども、その事務手続きを市民がしなくても行政の方からあなたはこうですよ。ということを行わなくてはいけないのが、役場の仕事だと思います。

今までは申請が来ないから知らなかったのだと。税金滞納でもそうです。あなたはこれだけ滞納がありますが、どうですかと、実際面談をしたら、実際は所得税の課税がかかるから収入があると。ところが何で滞納をしているかということは、面談をしなければわからないですよ。面談をしてそういう事情が起きているのなら減免制度があるからこれを適用しなさいと。こういう仕事が今から求められると思います。機構改革とあわせてその点は、問題を私が問うている関連はしますけど、今の国保税を切り上げるということから、老人保健とは全く大きな違いがある。この認識は市長さんはどのように思っておられるのかお尋ねいたします。

それで葬式代の問題ですが、これは連合がせっかく決めたから、それはうちで考えるべきではないのではないかなというふうなお話ですが、あつてしかるべきだと私は思います。連合もひとつの公共団体です。安芸高田市ももちろん公共団体です。自分の自治事務ですから、どちらも。その差があったときに安芸高田市がそれができないということはないと思いますが、その点は専門家ですからお尋ねいたします。

また再度あれば・・・。

○松 浦 議 長

ただいまの再質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長

財政は今から苦しくなるというのは、状況を見ればわかるわけです。一番我々がこたえるのは交付税が減ってくるということでありまして。安芸高田でも2百億余りの予算の中で82億交付税がある。歳入の40何%あるわけです。これが減ってくれば一番やっぱり困ってくると

いう。簡単にいえば交付税というのは何に使ってもいいという、人件費に使ってもいいし、何に使ってもいいということなので、減っただけはどこかで節約をしなければいけないという問題。補助金が減って、例えば道路の補助金が半分になったというのなら、半分しか道路ができないということですが、この交付税が減ったというのは、まるでこたえるということなので、そこらが今後の一番大きな課題でありますし、10年後には年に5億ずつぐらい減ってくるという。今は去年と今年では2億ぐらい減りましたが、人件費の42、3億、人件費が一番大きなウェイトを占めています。そこらをどのように節約するかというのは、喫緊の課題でありまして、10年はもうすぐ来ると、合併後10年したら5億ずつ減りだすのですから、急速に減るということで、合併特例ということで10年間は減さないという約束でしたが、今のように減ってきているということで、そういうことに対応して、今ご指摘のように徹底した行財政改革をやる必要があるというのは同じご意見です。

それと後期高齢者医療制度ができたのは、これは国がそういう制度をつくったので、要するに75歳以上の医療費がやっぱり一番高いわけですからこれは特に安芸高田のように高齢化率の高いところでは、国保がパンクしてしまうという恐れがあるわけです。ですから国保とはまた切り離して75歳以上を県全体の、早く言えば国民健康保険にしておこうという制度でありますので、我々はこれは国保の危機を救うということからすれば、いい制度ができたと思います。ですから将来的には恐らく国保も一県、一つぐらいの国保にしなければ、特に高齢化率の高いところは非常に厳しくなるということですが、まず国は75歳以上の医療制度を国保と全く切り離してしまったということでもあります。そういうことですが、実際にはご指摘のようにだんだん負担が高くなってきたという問題があるわけで、それは医療費が高つくから仕方がない、誰かが払わなければいけないというのはわかりますが、福祉の面からいうと非常に我々も不満が出てくるということです。

葬祭費の問題については研究させていただきますので、よろしくお願ひします。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再々質問ありますか。

19番 岡田正信君。

○岡田議員

財政運営については、私がこのたびにこの葬斎場の問題を過去で言っておりますのは、整合性があるかで、特例債の範囲でできると言われるのですが、要は今までもいろいろ論議になりましたけど、火葬場は必要だが葬斎場というのは、何でまたしつこく私が言うのかといいますと、30年のスパンで採算制を、いつか中国新聞にも出されましたよね。料金を設定して30年ぐらいをして、葬斎場の運営が成り立

つという、中国新聞で報道されましたよね。それから後にこれは私がとっている赤旗という新聞ですが、この11月3日に、この方では起きないですが、都市部ではこういう経済状態になりますと、葬斎場があっても使わないで直葬がものすごく増えた。これも葬斎場で記録がとれないのです。ですから都会というか大阪や京都、東京の方へ行けば、個人の葬儀を営む葬儀屋さんがいます。それらの何人かがいろいろ調査したデータが、93年、古い話で十何年前になりますが、その当時は2.4%しかなかったのが、おとどし2005年には14.3%に上がったというのです。この間の何年何年ではありませんが、それで広島市の私の友達で葬祭業を営んでいる人に、年間60件くらい扱うものの1割、60件だと6件あったと。この1年さかのぼって。今まではなかったと。何でかということ共通しているのは、コミュニケーションの問題もありますけど経費の形でそのお互い親戚同士連絡したら、東京へ行ったら東京も呼ばないといけないというような形で、都会の方はその葬祭が始まっているのです。ということから葬斎場そのものも、ひとつの講中葬があるこの田舎では、集会所も使われ、まだできるという、そしてこの社会の変化がすぐ来ません。東京や大阪の状況が安芸高田市へは。やっぱり地域の地域振興会のこともあるし、農業のこともあるし、そんな薄情なというか葬斎ができるような都市部とは違うのですからそうはなりませんけども、意向としてはそういう方向がデータ上、広島市でも出ています。そういうことから、併設の建設を財政が苦しいときになれば、考えていいチャンスではないかと再度お尋ねいたします。

以上です。

○松浦議長 ただいまの再々質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 いろいろご意見はあると思いますが、現在まで議員さんでも随分この問題はもんでもらって再議をかけて、また再議をかけたぐらいの検討はしてもらって、ここまで来たということがありますので、特に最近それぞれ地域をまわってみますと、もう講中葬ができなくなっているという声が急速な勢いで出ているというようなことです。したがって、この間もあったということですが、3つも4つも葬儀場を頼まれる方が1日にあるという実態もあるわけです。ご存知のように旧町単位でも、1日に3つぐらい葬式がある日はありますから、6町にすれば随分1日に葬式は出ると思います。そういう中で葬式を講中に頼むといっても、もう難しいから葬儀場でやりたいと。葬儀をしないというのなら先ほどのようにまた別の話ですが、まだそこまではこの地域ではいかないと思いますので、そういうものに対応するためにはやはり葬儀場が必要であろうと、それは議員の皆さんの中にも意見が分かれるところですが、今までいろいろ論議をした結論がそういうことになっておりますので、私はこの結論は間違いないというように考えて

おります。そういうことで今すぐやめなさいと言われても、はいそう  
ですか。という回答が出ないというのが実態なので、ご理解を賜りたい  
と思います。

ただ合併特例債を使えるから私はできるので、合併特例債も借入金  
に違いないではないかと言われますが、ご存知のように95%充当を  
して、それから元利を払う7割が交付税措置があるという。これはご  
存知のとおりなので、これがなければ無理はできないというように思  
いますが、これを使ってどうしてもしなければいけないところはしな  
いといけないということで、先般もちょっと財政の数字を見ますと、  
36億余りこの庁舎はかかったわけですが、合併の補助金とか、  
そのほかの補助金とか吉田町が公民館の建設基金として貯めておられ  
た基金があったりして、実際にびっくりするほど現金は要っていない。  
168万円、これだけ一般財源が要ったということで、私は財政がう  
まく運営をしてくれたと思うわけで、そういう点ではやっぱり有効に  
どうしてもやらなければいけないものは特例債を有効に使うしかない  
と考えております。

○松浦議長

以上で再々質問の答弁を終わります。

以上で岡田正信君の質問を終わります。

この際、15時20分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時 6分 休憩

午後 3時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

4番 加藤英伸君。

○加藤議員

新政会の加藤でございます。通告に基づきまして質問をさせていただ  
きます。本日の最後でございます。どうぞよろしくお願ひします。

大枠2点ほどお聞きいたしますが、まず第1点目は地場産業の振興  
対策についてお聞きします。

本市の財政は今後10カ年の財政収支見通しにおいても明るい材料  
は見当たりません。先ほど市長が答弁の中でも申されておりましたが、  
合併後10年すると普通交付税の特例加算分が減額されるということ  
もあります。今後財政運営において、財政健全化、行政改革の推進は  
継続していかなければいけません。それと同時に活力のある市の将  
来を築いていくためには、さらなる地場産業の振興対策に力を入れる  
べきだと考えております。農業、商工業、建設、観光関連などの地場  
産業の振興について、基本的な市長のお考えをお伺ひします。

2点目は地籍調査についてですが、現在市内の耕地部の地籍調査は  
完了しておりますが、山林部においては未完了の部分が多く、早期実  
施を望む声が高まっております。

調査中の山林を含め、今後の見通しについてお伺いします。

○松浦議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

地場産業の振興についての加藤議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、地場産業の振興対策ということですが、地方行政の財政状況は、国の行財政改革の中で、地域間格差という大きな問題に直面をしております。また、地方における景気の回復は、なかなか実感できる状況にありません。さらに、米の価格の下落傾向は歯止めがかからず、生産調整の取り組みも33県で過剰の作付がありまして、事実上実効性のない制度と化しております。国においては米政策改革の緊急対策が焦点となっております。

このように、すべての面におきまして厳しい状況ではありますが、産業の活力は地域活性化の源です。

まず、農業につきましては、近年産業としての面と国土保全という役割、この両面から見直しがなされています。米価の下落の中にありながら、持続性のある経営手法が課題とされ、担い手の育成に取り組んでいるところです。コスト縮減による効率的経営と、消費者ニーズにあった農産物の生産拡大にさらに関係機関と連携をして取り組んでまいりたいと思います。

商工業につきましては、今年度市内6つの町の商工会が合併され組織強化が行われました。さらに、製造業関係の組織づくりも進められており、安芸高田市商工会と産業活動支援センターと連携して市内商工業の活性化に取り組んでまいります。

次に、観光事業につきましては、現在市内観光事業者の方による観光振興組織の検討を進めております。現在のところ、来年度において、観光振興組織の設立準備会を立ち上げ、具体的な取り組みを進めていきたいと考えております。

市内の有用な観光資源の連携を深めることにより、魅力ある観光情報の発信に取り組んでまいります。

また、市における物品の購入や、建設工事等に伴う入札執行にあたりましても、法令や規則等の範囲内で地元企業の活用と育成に努めているところです。

次に、地籍調査についてのお尋ねですが、平成18年度、主要施策の成果に関する説明書にも記載しておりますように、議員ご指摘のとおり、市内では八千代町と向原町を除いては、後の4町の山林部の地籍調査が終了しておりません。現在実施しております高宮町におきましても進捗率は77.4%で26.4平方キロがまだ未調査の状況です。市内全体では168平方キロがまだ調査が済んでいないという状況です。近年の調査事業量は、国県予算の縮減等により年間平均2平方キロ余りになっております。現在、調査中の高宮地域の事業を引続き実施し、他の3町につきましても順次実施してまいりたいと考えて

おります。しかしながら、山林所有者の高齢化などによりまして、一筆調査や境界の確認が、年々大変困難になってきているのが実態です。

こうしたことから、計画的で円滑な事業推進を行うため、所有者、関係者の皆様のご協力をいただきまして、来年度から事前作業推進区域を拡大して、事前に取り組んでいただき、そこから早く事業を進めていきたいというような考えも持っておるところです。

以上です。

○松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

再質問ありますか。

4番 加藤英伸君。

○加 藤 議 員

農業振興については今朝からいろいろと同僚議員が質問をしまして、担い手農家、集落営農の推進、アグリフーズへの計画出荷等々のご答弁がありましたので、私は農畜産物やその加工品の販売ということに重点を置きまして、お伺いしたいと思います。

先ほど市長は農業には産業という面と国土保全という面があるとおっしゃいましたが、全くそのとおりですけど、ここで私がお伺いしたいのは、販売ということでご質問いたします。

これまでに行政としては、農産物を生産していくための諸条件の整理、あるいは産直市等の販売拠点の整備ということについては熱心に取り組んで来られました。最近ではアグリフーズへの販売ということもあるわけですが、ただこういった整備自体に重きを置いて、そういうことだけをやっていただけでは農業の斜陽化についての歯止めはなかなかかかってこないのではないかと考えております。これから販売拡大に直接つながる対策や販売条件の提供といったソフト面に、もっと力を入れるべきだと考えておりますが、市長のお考えをお聞きいたします。

それから市内の商業・土木建設業とか環境関連の振興対策についてですが、これらは本市の予算の執行と非常に深くかかわっています。予算の執行に当たって、市内業者にどれだけ多くのものを発注できるかが、地場産業の振興の重要なポイントになると思います。入札に当たっては、行政としていろいろ気配りはされているということではありましたが、あえて基本的なお考えをもう一度お聞きしたいと思います。

それから具体的なことになりますが、行政の各部署において、それぞれ需用費とか備品等が計上されているわけですが、それらの購入については、ばらばらにやっておられるのか、それともどこかでまとめて発注されているのかということですが、受注管理をする上においては、一カ所に集中してやった方がやりやすいのではなからうかと思えますけど、その辺のことをもし考えてやっておられるのであればお聞きしたいと思います。

それともう1点。行政が物品の購入をする場合に、安ければいいと

というのはそうなのですが、市内で正常に市場原理が働くものについては、市内から買ったらちょっと市外より高いということがあったとしても、あえて市内の業者からお買いになったことがあるのか、そういったことについてどうお考えになっているのかということをお聞きします。

それから山林の地籍調査ですが、私が聞いたかったことをちらっとさっき市長がご答弁されましたが、年々月日がたつにしたがって、山に詳しい地主が少なくなっていて、境界線の確認、作業が困難になってきているし、遅くなればなるほど地籍調査も非常に戸惑うということにもなろうと思います。それで私がお願いしたかったのは、今後地籍調査がスムーズにいくように、地籍調査が済んでいない山林で地域の人たちが自主的に境界確認の作業、くい打ちです。そういうことをしようというところがあれば、推奨していただきたいのですが、市として何らかの支援をしてもらえないだろうか、それは後々、地籍調査をしていく上で、非常に効率化がよくなるということもありますので、それをお願いしたわけですが、そのところで、市長も答弁はされましたが、ちょっとはっきりわかりにくかったので、もう一度そのところを説明していただきたいと思います。

それと1年で2キロ平方ぐらいしか、今の予算では調査できないということですが、今、未完了のところを全部するとしたら数十年ぐらいかかるのではないかと思います、これだけ時間をかけてやったのでは、自主的に境界線がわかるところはどんどんやっていけば問題ないのですが、未完了の地域の境界確認作業を、これはしっかり支援をして進めていただきたいと思います。

○松 浦 議 長

ただいまの再質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長

ただいまご指摘の農業振興については、つくるのも必要であるが売る場合の確保も必要だと、こういうことで、まさしく私もそのように思います。今回アグリの関係の野菜づくりということも兼ねて、普及員のOBを去年から農協と一緒に頼んで仕事をしてもらっておりますが、県の普及制度そのものが、そういう具体的なものにいかないというような状況なので、そういう点では今やっているようなOBの技術を生かすということも、さらに考えていく必要があると思いますし、売る場合については、可愛にありますが青空市場とは年間3億ぐらい売っておるようで、それぞれまた八千代の青空市場とか各地にそういう市場がありますので、そういうものを十分活用していただきたいと思います。末端の農家の皆さんに聞いてみると、今まで野菜づくりをやっていたのだが、もうちょっと高齢化をしたというようなことも聞きますので、そこらにどのようにエンジンをかけていくかということが、今後の課題であろうかと思います。

それから地場の産業育成ということで、特に市役所から発注するも

のについては、できるだけ市内の業者に工事をやってもらうという方向で今も優先的に考えておりますし、また物品の発注については、具体的には私は物品の発注を、ノートとか鉛筆とかそういうものを、市役所一カ所で発注をする体制を早く整えるようにということは言っておりますが、今できているかどうかは確認をしておりますので、その状況はまた担当課長の方から報告していきたいと考えておるところです。

そういう意味で、できるだけこれはかつてのような指名入札はできませんので、どうしても公募でやらなければいけないというときは、筋を通してやっていかなければいけないと、しかし公募の範囲内を市内に限るということは我々も心がけてやっているということです。

それから地籍調査の件ですが、なかなか補助金が見つからないと、市単独ではなかなかできないという問題があります。補助金をできるだけもらいながらやっているのが、大体今の補助金でいえば2平方キロぐらいしかできないようになっている。こういうことですが、これでいけば随分時間がかかるということで、これではいけないので何とかいい方法はないかということで、今協議をしております。それでこれも担当部長の方から状況を話をしていきたいと思っております。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

総務企画部長 新川文雄君。

○新川総務企画部長

物品また消耗品等の発注方法の状況です。こうした庁舎を完成させていただきまして、管財課の方の所管をいたしております、文房具庫というのを設置をこのたびさせていただきました。基本原則的に文房具、消耗品等につきましては、管財課の方で総括をするような方法のシステムを今現在考えをさせていただいているところです。そうした予算をまとめて一括発注の方法を、20年度の予算の中で何らかの形では計画をさせていただきたいと考えております。

それと事務用品につきましては、事業課等の連携をとらせていただいて、やはり補助対象事務費を管財課の方で原課の方と調整をさせていただいて、例えば消耗品でありますとか、電気代でありますとか、自動車の公用車の燃料代、そういうようなのも補助対象事業費の方から支出をさせていただくような方法もとらせていただいております。

ちなみに今回のクリスタルアージョの備品につきましても、市内の販売をされておる商店の方から購入をさせていただいておりますし、図書館の方の図書にしましても、市内の4図書の販売店から購入をさせていただいておりますという状況なので、できるだけ市内の物品発注ということで、中心的に考えさせていただいております。

以上です。

○松浦議長

続いて答弁を求めます。

地域経済推進部長 清水盤君。

○清水地域経済推進部長

地籍調査事業についてですが、議員のご質問にありましたように、

今の山林部に入りまして、事業の進捗に非常に課題を抱えております。ご提案をいただきましたような内容ですが、来年度からそういった形で取り組みをしていきたいと考えております。ご存知のように地籍調査事業の仕組みは現在の段階では、事業実施の1年前に推進地域を事業説明を行いまして、それから1年かけて森林所有者の皆さんに境界を入れていただいて、翌年に一筆調整に入っていくというようなスケジュールで、これまで取り組みをしてまいりました。1年先の区域しか推進をしていない状況なので、これが現在高宮町で実施しておりますが、山林部に入りまして特に境が入らないという状況が続いております。こういった状況を踏まえて、先ほどご意見がございましたように、区域を広げまして、推進をしてその境がある程度まとまって入れていただいた地域から事業を実施していくというような方法をとっていきたいと思っています。

早速来年度あたりからそういった推進をしまして、事業の円滑な実施をしていきたいというふうに思っています。内容的には事前にそういった地域で取り組んでいただくということが、集落単位、地域単位で決定しますと、テープでありますとか、くいでありますとか、そういったものを事前に配布をさせていただいて、取り組みをしていただくというような方法で、来年度から取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再々質問ありますか。

4番 加藤英伸君。

○加藤議員

地場産業の振興対策活性化ということについて、基本的なお考えをお聞きしておるわけですが、何といたっても農業関連の振興は産品といえますか、商品の販売が大変重要な部分であると考えております。行政としても計画・生産・販売までの一貫したビジョンというものは必要だと思えます。物ができたら売るのは農家あるいは農協、産直市が努力すればいいのだと、行政は商売のところまではタッチしないということであってはいけないと思えます。やはり行政の大切な仕事の範疇に販売というものはしっかりと据えていかなければならないと思えます。それで物事は余り単純に考えてはいけないわけですが、これは特殊な例ですが、お笑いのタレントで東国原さんが宮崎の県知事になられまして、マスコミも興味を持って追っかけ回して、テレビによく映ったわけですが、そのときに知事さんは「宮崎をどげんかせんといけん。」と言っておられたようで、ちゃっかりと焼き鳥やマンゴーを、ただで宣伝しまして非常に売り上げを上げたと、宮崎に大きな経済効果をもたらしたというのがあります。これはちょっと他の自治体で真似ることはできませんが、そういう気持ちが産業振興につながるのならやってみようという気持ちがあるから、そういうことができたのだ

と思います。

それともう1つ宮崎県の隣に今、日田市に合併をしているのですが、大分県の大山町があります。宮崎県の隣の大分県ですが、大山町では稲作に適さない山間地帯であることを逆に生かして、米をつくっても仕方ないということで、収益性が高い、しかも農作業が比較的楽な農作物や果物を植えて成功されたというところを、当時の平松知事さんが着目して、一村一品運動を大分県全体に広げて、全国に通用するようなブランド品もたくさん育てて、現在でも336にものぼる特産品があるそうです。これが実際にやった例ですが、たまたま昨日の農業新聞に、日本の都道府県別の農産品の売り上げについて順位が出ておりました。年々価格が低下しておる米を主体につくっておる東北の県、そこらはどんどんランクが下がっていったおるわけです。そうでなしに野菜とか果物とかを広くにつくっておるところは、上がっておるわけで、先に申し上げました宮崎県は全国で5位です。

○松浦議長

加藤議員、質問の中身を簡潔にしてください。

○加藤議員

はい。わかりました。

途中カットいたしまして、市長にお伺いしたいことは、多様化しつつある農業の活性化に行政のリーダーシップの必要性と申しますか、首長のリーダーシップということについて、いかにお考えになるかということをお聞きいたします。

よろしく申し上げます。

○松浦議長

ただいまの再々質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいま農業の振興について、いろいろ先進的な例もお話をいただきました。かつての大山町、これはもう戦後すぐに、梅・栗植えてハワイへ行こうという、大キャンペーンを張って、あの頃まだハワイへ行ったことのないような時代に、それをやって当たったというか、あそこへ行くと本当にいい指導者がいます。

先般、講演にここへ来られた徳島県の上勝町の葉っぱを売って、銭にするという、横石という会社の専務ですが、これもやはり高級料亭を飲み歩いて料亭が何を求めているかといつて、肝臓が悪くなるぐらい飲み歩いて、ようやくヒントを掴んだというような状況です。今ではもう上勝というのは、国民健康保険が徳島県で一番低いそうです。お年寄りがどんどん仕事をするので、医者へ行く暇がないという。そこらを見ても、本当に長い年月をかけてすばらしい指導者が指導したという実績があるので、そこらを聞いてみて本当にそういうものをつくるには、随分年月がかかっているということを痛感したわけで、我々もご指摘のことは、十分肝に銘じて産業振興に取り組んでまいりたいと思いますが、ただ、青空市の状況を見てもつくる人がだんだん高齢化して、ちょっと景気が衰えたというのがありますので、先般も佐賀県の伊万里の近くの七山村で、議会の皆さんもこの間、来られた

という話を聞きました。私はほかのことで行きましたが、あそこらでもすばらしい山の奥で実績を上げておりますが、そこらを見習いながら我々も努力をしていかななくてはいけないというように今感じているところなので、具体的なこれということはないわけですが、今やっております振興を中心にして、とりあえずはアグリあたりは何ぼでも野菜が要るわけですが、なかなかそこまでいかないという問題もありますので、とりあえずは、我々はアグリに物を野菜でも出すという受け入れ先はあるので、つくって安定した物を持っていけばいいということで、つくった野菜の余ったものを持って行くようなことではいけないのですが、そこらを我々も努力してまいりたいと思います。

○松 浦 議 長

再々質問の答弁を終わります。

以上で加藤英伸君の質問を終わります。

これをもって、本日の一般質問を終了いたします。

以上で本日の日程を終了いたし、散会をいたします。

次回は、明日13日午前10時に再開いたします。

ご苦労さんでございました。

~~~~~○~~~~~

午後 3時56分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員